

政治史料調査事務局沿革

二宮三郎

目次

はしがき

I 政治史料調査事務局の設置の経緯

- 1 山本有三氏による政治談話録音の提案
- 2 政治史料収集整備計画の策定
- 3 山本提案と政治史料収集整備計画
- 4 政治史料調査事務局の設置

II 政治史料調査事務局の事業の概要

- 1 政治史料調査事務局の運営
- 2 政治史料調査事務局の任務
 - (1) 政治談話録音の実施
 - (2) 現代政治史料の収集
 - (3) 政治史料収集整備計画の作成と予算の確保
 - (4) 館内協力体制の維持

3 政治史料調査会の設置問題

III 当館の政治史料

おわりに

別表1 政治史料調査事務局会議一覧

別表2 政治談話録音一覧

資料1 政治史料収集整備計画

資料2 政治史料調査事務局設置要綱

資料3 政治史料調査事務局内規

資料4 日本近代政治史料の収集整備計画

資料5 政治談話録音の非公開の期間について(報告)

はしがき

憲政資料および日本占領関係文書を中心として構成されている当館の政治史料は、現在、専門資料部政治史料課の管理下にあつて、広く内外の研究者に公開利用されている。この史料群は、その収蔵量もさることながら、史料的価値の重要性からみて、日本近現代史の分野におけるわが国屈指のコレクションであつて、すでに日本の研究者間ではもとより海外においても高い評価を獲得している。

こうした当館の日本近現代政治史料の蓄積・充実のために全館的規模で政治史

料調査事務局という組織が置かれている。それが設置されたのは昭和36年2月20日、したがつてすでに27年になる。設立当初は活動が活発で、事務局会議も定例的に開かれていたが、その後種々な事情によって事務局活動が断続的になり、事務局会議も最近8年間開催されないままになっていた。たまたま昨年(62年)11月に勝間田清一氏の政治談話録音を行うことになったため、久しぶりに事務局活動が復活した。

その際に、当館職員のなかで次第にこの事務局のことがわからなくなっているということが話題になった。当事務局の設立経緯はどうだったのか、いままでど

のような事業を行ってきたのか、以前の憲政資料室や現在の政治史料課の史料収集活動といかなる関係にあるのか、などといった問題を知っている職員は、断片的に知っているものですが、現在はごく少数になってしまった。

筆者は、当時たまたま専門資料部長としてこの事務局の事務局長の立場にあり、またこの事務局とは創設間もない頃から現在にいたるまで長期にわたり付き合い合ってきた関係上、この際、当事務局の事績が過去のなかに忘失される前に、事務局沿革に関する記録をまとめて後日の参考に残すことにした。

しかし今まで事務書類の管理が必ずしも良好でなかったうえ、何回かの機構改革と職場の移転によってかなり散逸したらしく、現在利用できる資料は少ない。また事務局設立以来の関係者はほとんど退職してしまい、現在問合わせをしてみても、多くはすでに記憶と関心が薄れてしまっている。こういう状況なので、記録としては不十分なものとならざるをえないが、ただ幸いにも事務局発足以来のスタッフである住谷雄幸司書監（専門資料部）が、今までに関係した事務局活動の資料とメモを丹念にファイルされていたので、それを軸として、総務部、旧参考書誌部および筆者の書類ファイルに散在する資料をつづり合わせながら、可能な範囲で政治史料調査事務局の歴史を資料的にたどってみることにした。

執筆にあたっては、事務局草創期の実務を担った林修氏（前専門調査員・調査及び立法考査局長）および三沢潤生氏（現埼玉大学教授）から貴重な参考意見を伺うことができた。とくに林氏からは当時の詳細なメモを貸与して頂き、不明であ

ったいくつかの重要な点を補うことができた。また、住谷司書監には手持ちの資料をすべて提供して頂いたうえ、種々有益な示唆を頂いた。別表2「政治談話録音一覧」は住谷司書監の作成したものである。足羽勲逐次刊行物部長および森山高根会計課課長補佐には予算についての筆者の疑問に答えて頂いた。これらの皆様の御援助に感謝の意を表する。

I 政治史料調査事務局の設置の経緯

1 山本有三氏による政治談話録音の提案

昭和35年は議会開設70周年に当たり、12月24日に衆参両院主催のもとにその記念式典が挙行された。本来ならば11月29日が記念日当日であったが、その直前に衆議院総選挙が行われたために、この日となった。その際に記念行事の一環として、当館は「議会開設70年記念議会政治展」を参議院予算委員会室で開催し、引き続き翌年1月27日から1週間、竣工後まだ真新しい尾崎記念会館（現憲政記念館）において一般公開した。政治史料調査事務局が誕生する話は、この展示会の準備が最終段階に入り、開会を目前にして関係者一同連日連夜その準備に忙殺されていたときのことであった。

山本・岡部会談 当時の国立国会図書館は館長の「空位時代」、副館長は岡部史郎氏。話の発端は岡部副館長と作家で元参議院議員の山本有三氏との会談に始まる。昭和35年11月の終りと推定されるが、副館長のところに、民間放送連盟事務局

長の酒井三郎氏から山本有三氏に会って
くれないかとの前話があり、副館長が山
本氏と会談したところ、同氏から、文書
にできないような政治史の裏面事情につ
いて、第二次大戦の開始・終末の経緯に
精通している人たち（例えば野村吉三郎
氏、町野武馬氏等）の談話を録音し、当
館で保存することを計画したらどうか、
との提案があった。山本氏によれば、こ
の件はミシガン大学のホール氏から熱心
に奨められた、とのことであった。

“ホール”という名の日本研究者は何
人かいるが、ミシガン大学のホール氏と
いうことになると、一人は人文地理学教
授で長らく同大学の日本研究所長を勤
め、当時アジア財団の仕事もしていたロ
バート・ホール（Robert Burnett Hall）
氏か、あるいは、アメリカにおける日本
研究の指導的学者であり、当時同大学の
歴史学教授で、ロバート・ホール氏のあ
との日本研究所長を兼務、その後エール
大学史学教授に転じたジョン・ホール
（John Whitney Hall）氏か、そのいづ
れかではないかと思われる。Who's Who
等によると、この頃二人ともシカゴ大学
在任中だが、歴史学という専攻分野、精
力的な日本研究活動などから考えると、
ここでのホール氏は後者のジョン・ホ
ール氏でなかったかと想像される。

当館としての対応 山本氏の政治談話
録音の提案を受けた岡部副館長は、この
話を12月2日の館議の席上で紹介して、
山本氏の提案の趣旨は結構であるが、当
館ではすでに憲法制定事情について同様
の事業を行ったことがあり、その経験か
らみるとこれは何分にも大事業であるの
で計画を周密に、ということで各部長の
意見を求めた。その結果、この席上で(i)

閲覧部、取書部、調査局の間で検討し、
必要があれば組織をつくり、実行計画を
練る、(ii)関連して憲法制定過程に関する
資料を整理する、などの点が決定された。
次の12月9日の館議においても、副館長
から本件について関係者による委員会の
設置等、具体的準備を督励するところが
あった。

ここに出てくる憲法制定過程に関する
資料というのは、昭和28年から33年にか
けて金森徳次郎館長が中心になって収集
し、当時調査及び立法考査局法律政治図
書館第二課に保存されていた日本国憲法
制定関係資料のことで、マイクロ・フィ
ルム撮影資料のほか、樫橋渡、佐々木惣
一、フランク・リゾー、山田久就、佐藤
達夫、岩倉規夫、藤崎高里、吉田茂、金
森徳次郎など9名の関係者の談話録音が
含まれている。山本提案がもつぱら談話
録音を目的にし、しかも昭和期の政治を
対象にしているために、この資料のこ
とが合わせて考えられたものと思われる。

山本・後藤・酒井の三氏 ここで一般
の人や若い読者のために、山本提案をめ
ぐって登場してくる3人の人物について
あらかじめ紹介しておくべきであろう。

まず山本有三氏。明治20年生、昭和49
年没。本名勇造。いうまでもなく小説家、
劇作家として著名。代表作として『坂崎
出羽守』『同志の人々』『波』『女の一生』
『真実一路』『路傍の石』など。貴族院議
員（昭和21.5-22.5、勅選議員、無所属
倶楽部）、参議院議員（22.5-28.5、全国
区、緑風会）、参議院で文化委員長として
活躍したほか、国語審議会など各種政府
審議会委員を歴任、文化行政に大きな貢
献をした。昭和40年文化勲章受賞。近衛
文麿と一高時代に同級でそれ以来の親

友。近衛との約束で近衛伝を書くことになっていたので、近衛の没後30年にわたって伝記作成のための資料を精力的に収集し、ようやく昭和48年4月より毎日新聞紙上に連載し始めたが、100回にもならないうちに病没。のちに単行本『濁流 雑談＝近衛文麿』（毎日新聞社 昭和49）として刊行された。この山本氏の業は同氏の死去の翌年、作家杉森久英氏に引継がれ、最近11年ぶりに、山本氏と近衛との約束から勘定すれば40余年ぶりに、伝記小説『近衛文麿』（河出書房新社 昭和61）として完成、出版された。この作成経緯については、同書の「あとがき」に略記がある。

次に、これから名前が出てくる後藤隆之助氏。明治31年生、昭和59年没。政治家であるが、いわば裏方的存在、近衛の有力なブレーンの一人。山本氏とは一高時代からの友人。したがって近衛とも同級であったが、知己となったのは京大時代から。近衛が理事長をしていた日本青年館と表裏一体の関係にある大日本連合青年団に入り、青年団運動で活躍、欧米各地の視察ののち、国策研究機関の設置を決意、昭和8年に後藤隆之助事務所を設立して、研究を開始、やがて「昭和研究会」と呼称した。11年にこれを改組・拡充して、近衛のための政策研究集団としての昭和研究会を主宰、学者・評論家・官僚など各界から人材を集めて幾多の政策の立案に当たった。第一次近衛内閣の組閣参謀、第二次近衛内閣の際には大政翼賛会の成立に寄与、その組織局長に就任するなど、終始宰相近衛支援のために尽力した。戦後、追放となる。26年昭和同人会を組織した。

もう一人の酒井三郎氏。明治40年生。

大日本連合青年団職員、昭和研究会事務局長、大政翼賛会企画局文化部地方班長などを歴任、後藤隆之助氏とつねに行を共にし、その事務方を担当した。山本有三氏の参議院議員選挙戦、その後の参議院緑風会の創設に、後藤氏とともに関与、山本氏の議員秘書となる。その後日本民間放送連盟専務理事（事務局長）、日本音楽著作権協会理事長などに就任。自伝的要素を加味した『昭和研究会 ある知識人集団の軌跡』（TBSブリタニカ 昭和54、講談社文庫 昭和60）がある。

これら3氏は、以上の履歴からわかるように、近衛を軸として結び合い、程度の差こそあれ公的あるいは私的に昭和の歴史に直接関与してきた。かれらの親交ぶりについては杉森氏や酒井氏の著書のなかからも十分窺い知ることができる。今回の政治談話録音の件についても、この3氏は互に形影相伴いつつ、その熱心な推進役としての役割を果たした。3人のうち山本氏が中心となったのは元参議院議員で当館と関係があったこと、また近衛伝執筆という直接的目的があったためだと思うが、恐らく3氏とも同じように、みずから関ってきた同時代史の探究とその記録になみなみならぬ関心を持っていたであろうことは想像に難くない。山本氏や後藤氏は、談話録音実現後もしばらくの間、当館との接触を続け、談話録音収録の際には、あるときは対談者として、あるときは同席者として参加している。

2 政治史料収集整備計画の策定

収集整備計画の作成 山本有三氏の提案に対する当館の対応は迅速であった。副館長の指示を受けて、直ちに計画の立

案作業が始められた。計画の作成を担当したのは調査及び立法考査局で、12月14日の審議(戸引 閲覧部長、斎藤 総務課長、田坂 調査局レファレンス課長、林(修) 総務課課長補佐、高橋(徳)レファレンス課課長補佐、高村 収書部収書課課長補佐、芝 閲覧部運営課課長補佐)を経て、早くも2週間後の12月17日には成案を得た。ついで12月19日には後藤隆之助氏と当館側(副館長、神野 調査局次長、山下 収書部長、戸引、斎藤、林、高橋)との打ち合わせが行われて、計画案は36年の新年早々、1月6日の館議に議題として提出された。さらに1月10日に山本、後藤、酒井の3氏と当館側(副館長、原田 総務部長、神野、山下、戸引、斎藤、陶山 閲覧部運営課長、佐藤(毅) 閲覧部政治法制参考室長、鈴木(重武) 調査局政治行政制度課長、藤井(貞) 閲覧部政治法制参考室主査、林、高橋、松崎 会計課課長補佐、芝)の会議が開催されて、当館が用意した計画案の検討が行われ、最終的な政治史料収集整備計画が決定された。実際に作業を担当した当館の主なスタッフは、議会政治展の要員でもあったので、当時まだ展示会に忙しく、しかもちょうど年末年始にかかっていたことなどを考え合わせると、極めて速い対応であったといえよう。

この決定過程で作られた計画書は次のとおりである。

[1] 35.12.17 調査及び立法考査局
「政治史料収集整備計画(案)」

ワラ半紙6ページにタイプ印字で騰写してあり、「政治史料収集整備計画の実施のための組織について(案)」が付されている。調査及び立法考査局の政治行政制度課(現在の

政治議会課の前身)が担当し、同課の三沢潤生調査員(現埼玉大学教授)が、高橋徳太郎レファレンス課課長補佐などと相談しながら、計画の案文を執筆した。この案文はその後の計画書の基礎となったもので、その基本部分は現在にいたるまでほとんどそのままの文章で残っている。

[2] 36.1.6 国立国会図書館「政治史料収集整備計画」

ワラ半紙6ページにタイプ印字で騰写。1月10日に予定されていた岡部副館長らと山本、後藤、酒井の3氏との打ち合わせ会議に備えて、[1]を若干修正して1月6日の館議に議題として提出されたもの。

[3] 36.1.10 国立国会図書館「政治史料収集整備計画」(資料1)

ウス紙6枚にタイプ印字されている。1月6日の館議および10日の3氏との打ち合わせ会議の結果を踏まえて修正を加えたのち、最終的に10日付けで決定したもの。

これらの3種の計画はほとんど同じ内容である。主な違いは資料の公開、整理、収集組織についてである。(その異同については資料1に注記する。)

計画の内容 決定された[3]の「政治史料収集整備計画」によれば、計画の趣旨は、政治史料の整備が当館の重要な使命であるにもかかわらず、予算上の理由などから収集活動が活発でなく、また大正・昭和時代については未着手の状態にあるので、「根本的な検討を加えた組織的かつ大規模な計画を樹立し、活発な収集活動を推進することが必要」であり、「時期を失することは現存の政治家等の筐底脳裡に存在する歴史の真相を永久に

減失させる結果となるので、事情の許すかぎりすみやかにこの事業に着手しなければならない」ということにある。

この趣旨にしたがい、次の点を計画内容として定めている。

まず、事業遂行のためには政治史に関する組織的かつ継続的調査研究が不可欠の前提であり、そのために外部の学識経験者を非常勤職員、顧問または委員等に委嘱する。

収集の対象期間は、「憲政資料室」の収集資料が主として明治から大正にかけてであるので、それ以後現在にいたる全時期を含める。

収集資料としては、日記、手記、メモ、書簡類をはじめ、写真、映画フィルム、音盤、録音テープ等、公刊本以外の一切の資料を収集する。

対象とする個人は、政治家、官吏、軍人、財界人、学者等各界の人物にわたるものとする。

計画の実施組織としては、政治資料の収集に関する基本方針、各年度の企画その他必要な事項について調査審議するため、政治史料調査会を置き、その委員には館の職員及び学識経験者のうちから館長が命じ、または委嘱する。さらに調査会の事務を処理し、史料の収集に関する企画の準備及び実施を行うため、調査会に事務局を置くことにし、その事務局員には、館の職員のうちから館長が命ずる。

以上が「政治史料収集整備計画」の概要であるが、その実施の経費としては、昭和37年度予算に774万4,000円を新規に要求することとしている。

3 山本提案と政治史料収集整備計画

以上の経過から見ると、山本有三氏の提案が直接のきっかけとなって、政治史料収集整備計画が出来たことは明らかである。しかしこの両者の間には、かなり姿勢の上で大きな懸隔があった。

山本氏側の事情 まず、山本氏の提案の主眼は、副館長の発言にあるように、政治裏面についての談話録音であり、その対象は今次の大戦の開戦及び終結についてである。しかもこれを早期に着手することを強く要望していた模様である。

山本氏や後藤氏の意向は、両氏との会談に同席した林修氏の記憶によれば、(a)関係者の在世中にその談話録音を残さなければ時機を失すること、(b)個人ベースではスタッフ、資金面で限界があること、(c)公的機関が乗り出せば録音依頼に応じ易いと思われること、などの点にあったらしい。

いずれも尤もな理由である。しかし林氏は、そのときの山本氏の発言のなかに山本氏自身が今次大戦の経緯を何らかの形（小説かドキュメントか）でまとめたという意向が働いていたように感じた、と語っている。筆者も恐らくそれが大きな動機になっていたのではないかと想像している。山本氏にせよ後藤氏にせよ、それぞれ、過去を共にした昭和史の生存者と語り合いたかったであろうし、とくに山本氏は近衛伝の執筆を控えて、資料の収集を急ぐ事情にあったのではないか。さらに勝手な想像を拡げれば、山本氏にとっては、『濁流』を読むとわかるように、かれの近衛伝は小説仕立てであるので、単に政治談話録音で昭和史の史実を探るという目的だけではなく、そのときの談話者の風采、物腰、対談の情景なども重要な小説作りの材料として期待

していたのではないだろうか。

ホール氏のこと ここで最初の山本・岡部会談で山本氏が政治談話録音をシカゴ大学のホール氏から熱心に奨められたと語っている点について触れておきたい。筆者は今回林氏のメモからこのことを初めて知ったのだが、このホール氏がどのホール氏かは別にして、政治談話録音の提案には、山本氏の前に第一提案者としてアメリカの日本研究者が存在していた、ということはまったく意外であった。政治談話録音はすべて山本氏ないし山本氏ら3人グループの主導のもとで進められたものと考えていたからである。この点山本氏の提案には若干補足説明をつけなければならない。

いまここで紹介したように、同席した林氏の談話、あるいは筆者の集めた状況証拠、さらにはその後の山本氏の談話録音との関り合い方などから考えると、山本氏自身のなかに、政治談話録音を必要とする十分な事情とそれを提案する強い動機があったことは間違いないであろう。しかしながら、筆者の感触にすぎないが、もしホール氏の熱心な勧説がなかったならば、山本氏としては、当館に向いてまで積極的に談話録音を提唱することにはならなかったかもしれない。その点山本提案については、山本氏あるいはその友人たちの熱意もさることながら、隠れたホール氏の役割も無視することはできないように思われる。

もう一点、アメリカの研究者の熱心な提案が絡んでいたと知って、筆者がすぐ思い起したことはアメリカでのオーラル・ヒストリー（口述歴史）運動のことである。この運動は口述史料にもとづく新しい現代史の研究方法として、第二次

大戦後、1948年に著名なアメリカの歴史家アラン・ネヴィンスがコロンビア大学で初めてオーラル・ヒストリー計画を設立したときに始まり、その後とくに欧米で急速に発展した。すでにオーラル・ヒストリーのための学会や専門機関誌もあり、多くの実績が積み重ねられている（例えば David K. Dunaway and Willa K. Baum, ed., *Oral History: An Interdisciplinary Anthology*, 1984 参照）。われわれに馴染みがあるものに、コロンビア大学オーラル・ヒストリー研究室が実施した「日本占領関係オーラル・ヒストリー計画」がある。

日本でも口述歴史の成果は幾つもある。戦前、史談会が明治25年9月から昭和13年4月まで延々411輯刊行した『史談会速記録』や、戦後、読売新聞社が出版した『昭和史の天皇』、内政史研究会が実施した官僚・政治家の談話速記録など、その著例であろう。しかし日本の歴史学界が方法的自覚をもって積極的に口述歴史の問題と取組むようになったのは、比較的最近のことに属する（笠原十九司「歴史学研究と口述史料」歴史学研究会編『オーラル・ヒストリーと体験史』1988, 108-129ページ参照）。

今回のホール氏の山本氏に対する政治談話録音の奨めは、あるいはこの欧米における戦後のオーラル・ヒストリー運動の日本への初期の波及であったと解釈できるかもしれない。また、かねて筆者は山本氏の提案が、本来ならばより重要な文書史料の収集にはまったく触れずに、談話録音のみに終始していることをやや不思議に感じていたのだが、これも、ことによると山本氏の側にホール氏を通じてアメリカのオーラル・ヒストリー計画

のような考えが作られ、それを山本氏が意識していたためかもしれない。

当館側の事情 ところで前述のような山本氏側の提案に対して、当館側は、政治史料収集整備計画にみるように、包括的かつ大規模な史料収集構想をもって臨んでいる。当館側がなぜ当初からこうした大規模構想を描いたのであろうか。

まず山本氏の政治談話録音の提案そのものに対して、当時の当館内部の反応は、とくに調査局などの関係職員のなかで、かなり消極的であった。回顧談ははじめ口述史料の類は有力な史料ではあるが、自己弁護、思い違い、記憶忘れなどを伴いがちで、文書類に比して史料的価値が劣ると考えられ、そのうえ、のちに述べるが、談話録音は大変手間がかかる仕事だからである。率直にいうと、録音などという厄介なものを背負い込むのは御免だという意識が潜在していたと思う。

他方、当時一般に日本国内はもとよりアメリカでも昭和期の日本政治史の実証的研究が進み始めていた事情もあり、この時代の文書史料の収集に関しては、特別の重要性と緊急性を感じていた。しかしながら当館の収集事業は一向にこの時期にまで手を上げることができなかった。政治史料収集を担当していた憲政資料室は、その頃は明治憲政史関係資料の収集という本来の枠にどうしても固執がちであったし、また収集を拡大しようとしてもそのための予算も人員も極めて貧弱であったからである。

その辺の事情について、のちに三沢潤生氏は次のように説明している。

……昭和30年代は高度経済成長期であり、国の財政も豊かであったにもかかわらず国会図書館の図書購入予

算は大変貧弱だった。収集すべき図書は当然広汎な分野に及ばざるをえないので、購入費の各分野別配分の決定が大変だった。憲政資料室が購入する文書はその性格上比較的高価であるためにとかく敬遠されがちで、まとまった史料の購入は久しく不可能な状態にあった。私ども立法考査局員は参考書誌部に属する憲政資料室の業務とは直接の関係はなかったが、丸山ゼミ出身の先輩高橋徳太郎氏（現専門調査員〔ママ〕）など政治史に関心のある一部の有志は、憲政資料室が重点的に充実され、将来はナショナル・アーカイヴスとして発展することを強く期待していた。館内事情に精通した高橋氏は私たちの意見を代表して事ある毎に館の上層部を説いていたと思う。

このような背景のもとに前記の展示会〔70年記念議会政治展をさす〕が開かれ、その準備過程でご遺族との連絡がとれ、多くの所在が判明したことが直接の契機となって、36年2月には政治史料の計画的収集のため全館的組織としての政治史料調査事務局が創設されることになった。（「政治史料調査事務局発足の頃」『みずすず』昭58年8—9月号104ページ）。

事務局創設の過程は実際にはこの説明と異なるのだが、その頃の館内状況についていえば、ここに三沢氏が述べているように、当館内部に日本政治史に関する史料を収集整備しようという強い願望と意欲があったことは確かである。とくに70年記念議会政治展は、それに投入した職員のエネルギーからいっても、そのとき発掘した大正・昭和期の史料的資産か

らいつでも、昭和26年の憲法資料展と並ぶ画期的なイベントであったから、当然のことながら、これを機会に当館の政治史料を飛躍的に充実しようという気運が特段と醸成されていた。

そこで当館の実務サイドでは、山本提案自体には消極的であっても、それを好機として、本格的な大規模史料収集計画の構想を前面に押し出しつつ、まず大正・昭和期の文書収集活動を展開しようとした。

しかしこうなると、談話録音を目的とし、しかもそれを早急に実現したいとする山本提案とは、おのずと大きな齟齬が生じてくる。つまりアーカイブスを志向するとなれば、当然に文書史料の収集を基本に据えた、総合的で大型な政治史料収集計画とならざるをえない。そこでは肝心の政治談話録音は小さな付随的部分でしかない。またこうした大型計画となれば、短期間のうちに活動開始というわけには行かないし、発足後も小回りの効く運営はやりにくい。と、すると、実務サイドが構想したこの計画はそのままでは実施に移しにくいということになる。

4 政治史料調査事務局の設置

事務局だけの発足 その後、政治史料収集整備計画について当館側と山本氏側との間で、どのような折衝があったのかは不明である。しかし、ほぼ1月後の2月10日の館議に、議題として「政治史料調査事務局設置要綱」(資料2)が提出され、「政治史料収集〔整備〕計画の主旨に基づき、『政治史料調査会』が発足するまで『政治史料調査事務局』を館に設置する、ということが決定された。

要するに調査会とは切離して事務局だけをスタートさせるという意味である。

「政治史料収集整備計画」の「第三 計画の進行」では、「今年度内は、館内協力体制の検討及び内規類の立案、学識経験者の人選等の事務を行い」とあるように、比較的スローペースであったのに、なぜこのように急遽事務局だけを変則的に発足させることとなったのか、その事情はよくわからない。やはり当館側の計画では山本氏側の政治談話録音の要請に直接応えられないことが最大の理由と思われるが、そのほか、計画通りに実施するには予算、人員の手当に苦勞すること、委員の選定や交渉に手間取ること、などの理由があったものと想像される。

設置要綱の決定にしたがい、引き続き、政治史料調査事務局内規(資料3)が昭和36年2月20日に制定、即日施行された。

内規の定めるところによれば、同事務局の任務は、一つは政治史料の収集整備であり、他の一つは政治史料調査会の設立準備である。構成は庶務班、企画班、および収集整備班の3班構成で、班員は職員のみならず館長によって任命される。

庶務班では、政治史料調査会の設立準備および事務局の庶務を、企画班では、資料収集の調査および企画を、収集整備班では、資料の収集、受入、保管および整備を行う。

初期の顔ぶれ 以上の内規にしたがい、36年3月3日に政治史料調査事務局員の発令(2月20日付)が行われた。規模は局長以下14名、他に兼務3名。その氏名は次のとおりである(カッコ内は発令時の所属部課)。

事務局長 戸引 達
(閲覧部長)

庶務班 班長 陶山国見
(閲覧・運営課長)

班付 林 修
(総務課課長補佐)

〃 芝 盛雄
(閲覧・運営課課長補佐)

〃 松崎 寛
(会計課課長補佐)

企画班 班長 鈴木重武
(調立・政治行政制度課長)

班付 藤井貞文
(閲覧・政治法制参考室主査)

〃 高橋徳太郎
(調立・レファレンス課課長補佐)

〃 林 修(兼)

〃 芝 盛雄(兼)

班員 藤馬竜太郎
(調立・政治行政制度課副主査)

〃 三沢潤生
(調立・政治行政制度課副主査)

収集整備班 班長 佐藤毅夫
(閲覧・政治法制参考室長)

班付 藤井貞文(兼)

班員 足羽 勲
(閲覧・運営課庶務係長)

〃 住谷雄幸
(閲覧・政治法制参考室副主査)

〃 由井正臣
(閲覧・政治法制参考室)

さらに翌年1月29日に事務局強化のため、企画班と収集整備班の班員として、前者には二宮三郎(調立・外務課)、阪上順夫(調立・政治行政課)三宅正樹(調立・政治行政課)、後者には柴田敏夫(閲覧・法律政治参考課)、伊藤明子(閲覧・法律政治参考課)、伊藤昭一郎(閲覧・法律政治参考課)の計6名が追加発令され、さらに2月27日には参与として斎藤毅(総務課長)、楼井保之助(取書・選書課長)の2名が初めて任命されたほか、庶務班班付として三谷弘(閲覧・法律政治参考課主査)、同班員として湯浅伸(総務課文書係長)、収集整備班班員として関口卓史(閲覧・法律政治参考課)の3名が新規発令されて、初期の事務局の体制作りは完了した。

事務局は36年3月7日に第一回事務局会議を開催した。これには、事務局員のほか、とくに岡部副館長、斎藤総務課長、田山人事課長も出席して、副館長の挨拶のあと、早速、町野武馬氏の政治談話録音の実施、来年度予算要求の準備、調査会の早期発足などが審議された。

事務局内規の問題 ところで、この事務局内規は、事務局の発足を急いだためであろうか、当館の組織例規のなかでかなり異例な規定であり、運用面についても無理な点が見受けられる。

この内規は一見審議会や委員会の種類に見えるのか、『国立国会図書館例規集』のなかでは「審議会関係例規」の項に収録されている。しかし規定を読む限り、この事務局自体は、諮問に答えて調査審議する諮問機関でもなければ、法の公正

な適用のために審査検定に当たる参与機関でもない。事務局各班の事務分掌の規定の仕方からすると、「事務局」という名称を用いているか否かとは関係なく、この事務局は当館の事務執行機関と考えざるをえないであろう。

政治史料調査会の事務局の含みがあるとしても、「政治史料調査会」なるものが一体何なのか、その定義はどこにもない。また、事務局が関係するのは「その設立準備」の事務だけであって、両者の組織上の繋りがあるわけではない。

いずれにしても、この事務局はどういう性格の機関なのか、どういう職務権限を持っているのか、指揮命令関係はどうなるのか、国立国会図書館の組織のなかでどのような位置づけをされるのか、等々、規定上いろいろ議論の余地が残されている。

運用についてみても、規定では、政治史料の調査から収集、保管、整備まで、閲覧を除いておよそ政治史料に関するほとんどすべての事務の実施に当たることになっているが、兼務職員で構成される寄合い所帯の事務局で、そのような実質的業務を、しかも長期にわたって遂行できると考えるのは無理であろう。事務局運営の中心となる庶務担当についても、普通このような場合、組織のなかのどこか特定の部課が具体的に指定されるか、あるいは大きな委員会などになれば専属の事務局を置くかするのであるが、当事務局の場合は、庶務も庶務班という混成の班員が担当することになっているので、一体当館の組織とどう具体的に結びつくのか、事務局運営の実際の責任はどこが背負ったらよいか、法規上はつき

りしていない。

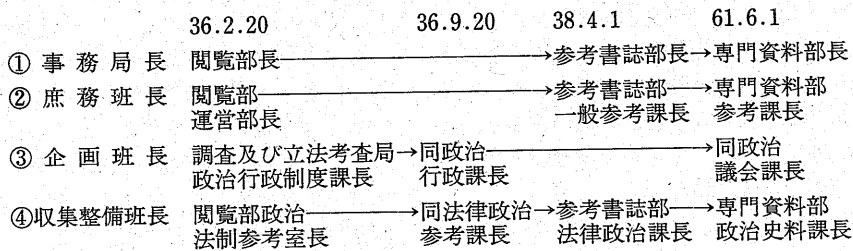
ところで政治史料調査事務局の内規にこのような不明な点や無理があるにもかかわらず、27年間このままで運営することができたのは何故か。それは、筆者の見るところでは、第一には館の特定の組織をそのまま事務局の組織に組み込んで運用したこと、第二には事務局の役割が最初から実質的に限定されていたこと、第三には時がたつにしたがって、事務局自体の活動が次第に縮小されたこと、などの理由によるものと考えられる。これらの点に関する説明は、次の事業の概要のなかで、順次触れて行くので、その部分の記述を参照して頂きたい。

II 政治史料調査事務局の事業の概要

1 政治史料調査事務局の運営

事務局の運営体制 政治史料調査事務局は、昭和36年に設置されて以来、その後現在にいたるまで、機構改革による名称変更などの形式的改正を除き、内容的には変化することなく存続してきた。この27年間の当事務局の歴史を、まず事務局の運営から辿ってみよう。

すでに述べたように、内規では事務局の運営体制をどう作るかは事務局長以外には明記されていない。そこで事務局の庶務、企画、収集整備の3班長には官職指定的に次表の各課長を充てた。組織改革によって官職名が変化しているので、その変遷をまとめておく。



この体制のもとで、参考書誌部長が事務局長である時代を例にとりていえば、総務部、調査局、参考書誌部、収書部、整理部、閲覧部の職員から参与、班付、班員を任命、配置した。大雑把にいうと、このうち参考書誌部と調査局が事務局の基軸になっていて、庶務班は参考書誌部一般参考課が、企画班は調査局政治行政課が、収集整備班は参考書誌部法律政治課が中心になって事務局の運営に当たった。つまり班長を出している課の職員がその班の主要な班員となるので、結果的には通常の課の組織を班の組織に準用することになった。このいわば組織指定ともいべき運営をしたことが、内規の不備にもかかわらず、事務局を長期にわたって維持できたひとつの理由ではなかったかと考える。

事務局員 事務局員の人数は最初は事務局員以下14名であったのが、現在では31名と倍増されている。その変遷を筆者の手許に残されている名簿で辿ると次のようである。

現在日	人数	現在日	人数
36.2.20	14(3)	46.4.30	22(1)
37.1.29	20(3)	48.7.23	22(1)
37.3.20	25	49.4.11	23(1)
39.2.	31(2)	54.3.6	24(1)
41.7.	25(2)	60.9.2	30
42.4.	23(2)	62.9.18	31

44.8. 20(1) 63.4.15 31
45.5. 22(1)

注 人数は事務局員を含む。カッコ内は兼務で外数。

37年1月29日の増加は班員強化、37年3月20日以後の増加の主たる原因は全館的協力体制維持のために参与(課長クラス)を発令したためである。参与の発令の最初は37年2月27日の2名であるが、38年に事務局の活動と組織が検討されたことがあり、その結果39年2月の数字では参与が総花式に発令されて一挙に8名に膨れ上がった。通常は参与は4~6名である。60年9月2日以降の人数が大きいのは、班付・班員の増強によるが、これも、出身課内および部局間の協力体制強化のために、総力結集的に幅広く発令したからである。

事務局会議 事務局員全員による事務局会議は事務局活動の集約である。しかしその回数や内容の正確な記録はない。本稿作成に当たって調査した結果、把握できた限りでは、「政治史料調査事務局会議一覧」(別表1)にあるとおり、26回開催された。それはほぼ実態に近い数字と思う。暦年別に整理すると次のようになる。

昭和36年	2回	昭和50年	1回
37	5	51	0
38	1	52	1
39	1	53	1

40	2	54	0
41	2	55	0
42	1	56	0
43	0	57	0
44	1	58	1
45	1	59	0
46	1	60	0
47	1	61	0
48	1	61	0
49	1	62	2

初期の頃は事務局会議の開催頻度が高いが、その後は、年1～2回程度の年次総会風に定例化された。最近8年ばかりは、事務局活動が全く休止されていたわけではないが、事務局会議はほとんど開催されなかった。会議の内容については「事務局会議一覧」に事項をまとめてあるので、それを見てほしい。

事務局内部の会議としては、事務局開設の頃に企画班会議がしばしば開催され、各種計画の案文作成に当たった。班長会議という形の会議が持たれたこともある。政治談話録音の際には、適宜、各班混成の録音班が構成され、録音の計画・実施に従事した。ad hocの委員会としては、最近、政治談話録音の非公開の期間等を検討するために、「政治談話録音の取り扱いに関する検討委員会」を事務局内部に設置した例がある。

事務局の重要な決定事項や主要な成果は、事務局長として、以前は参考書誌部長から現在は専門資料部長から、館長に対しあるいは館議の席上で報告され、了承を受けている。

2 政治史料調査事務局の任務

事務局の任務 事務局内規にあるよう

に、当事務局の任務は政治史料の収集整備と政治史料調査会の設立準備の2つである。しかし政治史料調査会の設立問題は、事務局発足当初を除き、全く手を着けられていない（この点のはちに述べる）。そこで事務局の任務はもっぱら前者に限られるということになる。

政治史料調査事務局の収集整備事業は、事務局内規によれば、調査、企画、収集、受入、保管、整備など、閲覧以外の史料に関するすべての処理事項を対象にしている。この文言どおりの広汎な仕事を寄合い所帯の事務局組織で一手に引き受けるとするならば、それはおよそ実行不可能な話であろう。

実際はそうではなかった。筆者の経験からすると、当事務局が現実遂行してきた任務と役割とは、比較的限定されていたと思う。それが具体的に何であったか、という点は論者によって意見が分かれるかもしれないが、筆者の考えでは、それらは、(1)政治談話録音の実施、(2)現代政治史料の収集、(3)政治史料収集整備計画の作成と予算の確保、(4)館内協力体制の維持、の4つに集約できると思う。

これらの任務はいずれも事務局設置の経緯から必然的に生まれたものである。

事務局設置の直接のきっかけとなった山本提案は、その唯一の目的が政治談話録音にあったのであるから、(1)は当然である。極端な言い方をすれば、談話録音を実施するために事務局ができたといってもよいくらいである。

これとは別に当館職員側の最大の関心事は、前記「政治史料収集整備計画」の趣旨に現れていたように、大正・昭和期まで史料の収集対象を拡大すること、組織的かつ大規模な史料収集整備計画を

樹立、推進することにあつたのであるから、そこから当然に(2)(3)(4)が事務局の任務となつた。

これらの任務のうち、事務局としての本来の任務は(3)と(4)であるが、当面の具体的任務となつたものは(1)と(2)であつた。

縮小する活動 しかし任務がこのように限定的であつたとしても、これだけでも事務局としては大仕事である。その後、当館の政治史料全体の種類も量も次第に増大して行くにもかかわらず、事務局がそれに対応しえたのは、事務局自体の活動分野が拡張することなく、むしろ縮小の方向に向つたからである。

活動縮小の理由としては、第一には採録後の政治談話録音の管理や、収集後の現代政治史料の整理を、参考書誌部法律政治課および憲政資料室に委ねていたこと、第二には、談話録音については適当な談話者が得られず、録音回数が減つたこと、第三には、その後次第に憲政資料室が現代政治史料の収集活動に手を伸ばすようになり、また、やがて専属の現代史料室も設置されたために、現代政治史料収集事業が両室に吸収され、その自立的運営に委ねられるようになったこと、第四には、収集整備活動の基盤となる事業計画と予算の作成・執行が、事務局のなかである程度その基本線が確立されたあとは、次第に一般参考課、収集課、会計課のルーティンのなかで処理されるようになったこと、などの点が考えられる。近年事務局の活動が不活発になつた理由もこうした事情にもとづくものにはかならない。

さて本題にもどつて、以下、当事務局の政治史料収集整備事業の概要を4つの

具体的任務にそつてまとめて行こう。

(1) 政治談話録音の実施

町野竹馬氏から勝間田清一氏まで すでに述べたように当事務局が設置されたのは昭和36年2月20日、實際上のスタートは3月7日の第一回事務局会議からであるが、事務局設立の動機が政治談話録音にあつたから、事務局はそれ以前からその準備作業に入つていた。最初から名前が出ていた町野武馬氏が第1番の談話者に決まり、早くも3月10日には録音の際の質問要項の案文「町野翁録音希望項目(案)」が出来上つている。そして5月14日、15日の2日間にわたり、湯河原の町野邸において、山本有三氏および古田時夫氏(国立国会図書館調査員、中国問題専門家)を主な対談者として政治談話録音が実施された。

その後、牟田口廉也、今村均、鈴木茂三郎、木戸幸一、追水久常、賀屋興宣、市川房枝、藤山愛一郎、そして今回の勝間田清一の各氏の順で、今までに合計10氏の政治談話録音を行つた。詳しくは「政治談話録音一覧」(別表2)を見られたい。

ちなみに、初期のころの会議の記録を見ると、このほかに、政治家では、清瀬一郎、松村謙三、大野伴陸、久原房之助、石橋湛山、鮎川義介、岸信介、河上丈太郎、片山哲、西尾末広、後藤文夫、青木一男、鈴木貞一、星島二郎、後藤隆之助、松野鶴平、灘尾弘吉、軍人では、山梨勝之進、荒木貞夫、野村吉三郎、岡村寧次、種村佐孝、寺平忠輔、外交官では、吉田茂、有田八郎、芳沢謙吉の諸氏の名前が話題に挙がっている。このうち、岸信介、清瀬一郎、西尾末広の3氏はその後、交渉が進み、質問事項、対談者などの準備

が整っていたにも拘わらず、談話者の死去により実現に至らなかったのは残念であった。

厳重な管理・難しい録音 政治談話録音は、採録段階から極めて限られたスタッフにより厳重な管理下で実施された。録音された磁気テープは「30年非公開」の原則（後述）により現専門資料部政治史料課に保管されている。磁気テープは将来の利用と保存のため音盤化され、一部は活字起しが行われている。

政治談話録音というものは、オーラル・ヒストリー運動のことを引合いに出すまでもなく、歴史研究の上からいって有意義な企画であることは論を俟たないが、その実現となると大変手間がかかる仕事である。まず対象となる談話者を選び、その本人と接触をとり、談話の承諾を得るまでに、かなりの手間と時間がかかる。これと同様に大切なことは、その話相手として適切な人を対談者を選ぶことで、これが意外に容易でない。また準備のために優秀なスタッフを揃える必要がある。とくに質問の良し悪しによって談話録音の成否が決まるので、質問事項の作成には多大の時間と精力が必要となる。こうした条件が三拍子揃っても談話者の側に何か故障が起これば、たちまち録音は実現できない。さらに、最近になればなるほど、なまなましい政治が絡み、談話者を選定し、その承諾を得ることがいっそう困難になりつつある。話は聞けても内容に乏しいという結果も起りうる。また当館の職員は本務を持っているので、そう頻繁に長期間録音作業に動員することができない事情もある。

政治談話録音の実施にはこうした難しさがあるので、今までの録音本数は決して

多くはない。初期の頃は1～2年に1本ぐらいの頻度であったが、近年はかなり間隔が長くなっているのは確かである。この間に多くの録音候補者が死去されて、録音の機会を逸したのは残念であったが、しかし逆に新しい候補を追加して、その談話を採録した。

録音の公開・非公開 政治談話録音に関しては、その取り扱い、とくに録音の非公開の期間をどう設定するかが、かねて問題であった。当初は「政治史料収集整備計画」(36.1.10)にあるように、「本人の承諾のない限り公開しない」と考えられていた。したがって第一回談話録音の町野武馬氏の質問要綱案にも「この録音は公開しない、ただし、本人の承諾によるときは、この限りでない」との一項が見える。また前述の「日本近代政治史料の収集整備計画」(39・2月)にも「収集資料は、公開を建前とするが、談話録音、日記、書簡などについては、本人の承諾がない限り公開しないものとする」と明記されている。いわば本人承諾主義ともいべき原則である。

しかし、あるいは、この原則では余りにも公開に消極的であること、また早晚起こるであろう本人の病氣や死去に対応出来ないことなどの理由によるであろうか、実際の録音の際には、「30年非公開」を対談者が適宜談話者に通知していたらしい。録音実施の都度行われた当館の新聞発表のなかで、しばしば「録音時から30年非公開」という言葉が記事として出てくるからである。

それでは、いつ本人承諾主義から30年非公開主義になったのか。それは関係者に聞いてもはっきりしない。ある新聞には、昭和30年、前記の日本国憲法制定関

係の吉田茂氏の談話録音の時に「30年非公開」の話があったという記事があるが（毎日新聞50.12.15夕刊）、当時録音を担当した林修氏によると、「そのような記憶はない。金森館長や佐藤達夫氏の間で、未来永劫というわけにはいかないが、ともかく非公開を強調しなければ腹を割った話は聞けないからね、というやりとりがあったように覚えている」とのことであった。独立後間もない当時のことを考えれば、それは当然であったであろう。（ちなみに、これら一連の憲法制定関係談話録音は、憲法公布30周年を期して、昭和52年、非公開期間20～24年をもってすべて公開された。）

いずれにせよ30年非公開主義は、その後次第に原則化され、『国立国会図書館三十年史』のなかに「公開はそれぞれ録音した時点から三十年後となっている」（198ページ）という、いわば慣習的表現として記載されるところとなった。

しかし一率30年というのでは、折角の政治談話録音もその史料的意義が減殺されてしまうのではないか、という批判がかねてあった。たしかに、あまり早く公開されるとなると談話者に秘話を語ってもらうことができなくなるであろうが、しかし反面あまり長く秘匿しておけば、史実を正すために秘話を残すという録音本来の意義が失われることになる。また談話の時点から30年というと、かりに談話のなかで話題になった事件が20年前の事件であったとするならば、事件から50年後になってようやく明るみになる、ということになって、史料としての有効な利用を期待できなくなるであろう。

そこで30年非公開原則をもう少し弾力的に運用できないものか、また起算の時

点も録音時にするか、談話者の死亡時にするか、あるいは談話内容に出てくる事件の発生時にするかをはっきりさせておきたい、等々を考えた結果、筆者の事務局局長時代、たまたま勝間田清一氏の談話録音の話が起こったのを機会に、事務局内に「政治談話録音の取り扱いに関する検討委員会」を組織して検討してもらうことにした。その結果、すでに採録済みのものは従来通り録音時より30年非公開とするが、「今後の政治談話録音は、録音の時点から最低10年間非公開とし、談話者の意向により20年または30年非公開とする。ただし30年を以て最大期限とする」との結論を得た（資料5）。この新方針は62年11月12日の事務局会議において承認された後、勝間田清一氏の談話録音から適用となり、同氏の場合は「10年後に公開」となった。

(2) 現代政治史料の収集

事務局と憲政資料室 憲政資料室が明治期の政治史料の収集に専念していたのに対して、当事務局関係者が大正・昭和の現代政治史料の収集を事務局自身の目的にしたことは、すでにまえに述べた。

そこで当初、当事務局の史料収集事業と憲政資料のそれとの関係をどう設定するかが問題となった。そのため、収集対象を憲政資料室は明治期、政治史料調査事務局は大正期以降現在までとし、これを前提とした上で、「本政治史料収集事業は、憲政資料係のおこなう事業とは、一応別個のものであって、予算面でもこの原則による。ただし、この二つの収集事業は、相互協力的なものであり、将来、そのそれぞれ収集・整備した史料を、『政治史料室』（仮称）に合体する」との基本

方針を事務局内で作って運用に当ることとした(37.3.29政治史料調査事務局企画班「昭和37年度事業計画(案)」)。

この「案」がそのまま決定に至ったのかどうか不明であるが、当時は確かにそうした考え方に立って臨んでいたように記憶する。

こうして当事務局が、直接、現代史料の収集に当ることになり、これが当館の現代政治史料充実の端緒となった。その際に議会開設70年記念議会政治展のときの資料探訪の成果が非常に役に立ち、そのとき得られた情報、遺族との接触をもとにして、収集活動を展開した。筆者自身も展示会からの関係から引き続き宇垣一成、鈴木貫太郎、近衛文麿、西原亀三などの史料収集に当たったことを、いまは懐かしく思い出す。

その後次第に憲政資料室のほうも大正・昭和期の史料までも積極的に手を伸ばすようになったので、この分野の史料は急速に拡充することとなった。代表的コレクションとして寺内正毅、斎藤実、小川平吉、安藤正純、浅沼稻次郎、佐藤達夫などの文書類や、旧陸海軍関係文書、外務省資料などのマイクロフィルム資料が次々と当館に収蔵されることとなった。

こうして現代政治史料の収集事業も憲政資料室で一元的に行われるようになったので、事務局と憲政資料室との事業分担問題は自ずと解消するところとなった。これら双方を合体した史料総数は現在では200家20万点に達している。

現代政治史資料室の設置 こうした動きとは別個に昭和53年より参考書誌部法律政治課において、日本占領関係文書のマイクロ化事業が開始され、その運営の

ために同年5月25日付で現代政治史資料室が設置された。この事業はすでに2,000万コマ以上の撮影を終え、憲政資料とならぶ当館のもっとも重要な現代政治史料群を構成している。同室にはこのほか東京裁判関係の史料群も収蔵された。同室は54年4月16日から公開され、これらの史料は一般の利用に提供されている。

あとで当館の政治史料全体についてまとめる際に述べるが、憲政資料室に次いで現代政治史資料室が事実上の組織単位として館内に設置されたことは、政治史料調査事務局の歴史のうえで画期的なことであった。当初から事務局が構想していた日本の近代および現代の政治史料収集体制の組織化が、不備の点は多々あるにせよ、現実のものとなったからである。

ただしこうした発展経過から、史料の収集整備の守備範囲の上で新しい問題が生じた。当初は憲政資料室と区別して開始された現代史の文書収集活動が、次第に同室の管理下に置かれて、やがて明治期の憲政資料と一体化されるという経緯が一方にあったところに、マイクロフィルムという異質の形の、しかも膨大な量の新たな日本占領関係文書の収集活動が開始され、そのために現代政治史資料室が誕生したので、今度は両室の間の史料の管轄をどう調整したらよいか問題になった。

本来、業務分担は文書かマイクロかという史料の形態ではなく、まず近代か現代かなどの時代で分け、ついで個人(家)あるいは事項で分けるというほうが一般的と思うが、日本占領関係のマイクロフィルムの場合は、その作業内容が質的にも量的にもその他の史料と極端に異なるために、どうしても独立した処理になら

ざるをえない。当初、そのための組織として現代政治史資料室ができたが、たとえば新憲法関係などの現代政治の文書類は家文書として憲政資料室で扱ってきた。こうした喰い違いを現代政治史資料室開室の際に整理して、憲法資料室は明治以降太平洋戦争にいたる戦前史料を、現代政治史資料はその後の戦後史料を分担することに定めた。

現在はいままで別個であった両室が政治史料課に統合されたので両室の管轄問題は消滅したが、しかし大量のマイクロフィルムの処理という作業上の根本的違いはやはり今後の課題として残っているように見受けられる。

(3) 政治史料収集整備計画の作成と予算の確保

憲政資料、現代政治史料、談話録音など各種の政治史料収集整備事業を総括して、具体的に基本計画や年度事業計画を作成・決定し、その実施のための予算を確保することは、当事務局に課せられたもっとも基本的任務である。

基本計画と年度計画 基本計画は当初の前記[3]「政治史料収集整備計画」(36.1.10)以来ほとんど変わっていないが、事務局発足後に作成された計画書には次の2つがある。最初の計画書からの通し番号でこれを整理すると、

[4] 37.2.8 国立国会図書館政治史料調査事務局「政治史料収集整備計画について」

この資料のみ横組、タイプ印字謄写、13ページ。本文のなかに、政治史料調査会規則(案)、政治史料調査事務局内規が含まれている。参考資料として事務局の構成、収集史料一

覧、予算要求、購入予定史料一覧が付されている。37年2月に事務局が拡大強化されたときに作成されたもの。

[5] 39.2月 国立国会図書館政治史料調査事務局「日本近代政治史料の収集整備計画」(資料4)

タイプ印字謄写、19ページ。本文のほか、収集史料一覧、事務局名簿が付されている。38年1月に政治史料収集に関して山本有三氏が来館したことがあり、これを機会に約1年にわたって継続的に、館議の席上で参考書誌部長から事務局の史料収集活動について報告が行われたことがある。恐らくその結果として作成されたものと思われ、38年12月13日の館議において了承されている。

[4] および [5] はいずれも [3] の、それぞれの時点におけるいわば増補改訂版といえよう。基本部分はほとんど同じであるが、現在のところ [5] が最新版の基本計画なので、重複をいとわずに、資料4として付す。[3] [4] との異同についてはそこで注記するが、とくに「日本近代政治史料室」の将来構想が出されていることが目につく。

年度事業計画は毎年企画班が中心になって政治史料収集計画案を作成し、これを事務局会議にかけて決定した。内容については別表1「政治史料調査事務局会議一覧」のなかにに要点を摘記しておいたので、それを見られたい。ただし最近10年ばかりは、この作業は残念ながら停止している。

予算の確保 政治史料収集整備事業を実施、遂行するために財源を確保し、その増大を図ることは、事務局にとって実

質上もっとも大きな任務といってよいであろう。

予算については、事務局創設の当初、政治史料収集のための経費として774万4,000円（うち図書購入費500万円）を新規要求として考えたことはすでに述べた。

その後どのように政治史料収集整備関係の予算化が進んだか、まとめておこう。

①事務局が発足した昭和36年度は、新館移転と臨時国会のために史料収集事業は実施困難として、特段の予算措置は行わなかったが、昭和37年度からは、まず蔵書構成審議会の答申のなかで、「日本政治史料の整備」が図書収集の重点に認められた。この答申をうけて、図書収集実施方針として、37年度の図書館資料購入費から100万円が日本近代政治史料購入に当てられることとなった。これが本事業が館内で公的に認知された最初で、その後も引続き長期に亘り「日本政治史料の整備」は当館の図書収集の重点事項となり、逐年、購入費は増大した。本年度（63年度）では461万9,000円が当初予算として計上されている。ただし、実行ではこれよりかなり上回った額になっている。

②僅かではあるが、新規予算として41年度から談話録音関係テープ代および録音テープの音盤化費用として、それぞれ2万4,000円と10万円が付き、翌42年度には政治談話録音謝金として11万2,000円がついた。これらの予算はしばらく横這いのまま、その後は節約のために減額となり、現在では半分まで落込んでいる。

③41年度から印刷製本費のうちから10万円が近代政治史料目録のためについた。ちなみに63年度には34万7,000円つ

ている。

④43年度に初めて「政治史料の収集整理」として事項立となり、非常勤調査員手当91万6,000円、談話録音謝金・録音テープ代・音盤化費用計114万3,000円、その他1万3,000円、合計115万6,000円が認められた。これによって当館の政策としての本事業の意義が、客観的に明確になったといえよう。なお、これとは別にこの年の日本近代政治資料購入費は230万円、近代政治史料目録印刷費は32万円がついているので、政治史料収集整備関係予算総額は377万6,000円になった。

⑤44年度に「政治史料の収集整理」のなかに初めて13万1,000円の政治史料収集調査旅費が認められた。資料の探索はかねてからの職員の希望であったから、これは大いに喜ばしいことであった。しかし、その後は一時少し伸びただけで、現在では僅か7万7,000円しかついでいない。

⑥45年度に、やはり「政治史料の収集整理」のなかに61万1,000円の政治史料複製費が新規に認められた。この経費によって、原文書の保護のため、ごく小部分にすぎないが、その複製を作成して、閲覧に供することが可能となった。この予算は漸増して、63年度には113万3,000円がついている。

⑦「政治史料の収集整理」の事項立は50年度をもって終了し、その後は通常の費目に分散記載されることになった。しかしながら、例年の節約による予算削減によって、現在では非常勤調査員手当以外は各費目とも数万円足らずの額しかついでいない。

⑧53年度から特別経費として日本占領関係資料収集整備費がついた。総額7,538

万4,000円という当館としては稀にみる膨大な予算で、内訳は、日本占領関係資料収集費3,769万2,000円、調査収集旅費392万3,000円、資料整備費3,376万9,000円である。この費用はその後次第に増え、63年度においては、総額1億6,595万4,000円、内訳はそれぞれ8,297万7,000円、964万5,000円、7,333万2,000円という大プロジェクトに発展した。

以上見てきたように、日本占領関係資料費を別にして、政治史料収集整備予算についてだけいうと、主要な費目は政治資料購入費、史料複製費、非常勤職員手当の3項目で、その他は収集調査旅費、談話録音関係費用等の小額のものだけである。63年度予算ではその総額1,920万9,000円、このうち非常勤職員手当を除くと、ネットの政治史料収集整備関係費は残念ながら僅かに631万2,000円である。

(4) 館内協力体制の維持

政治談話録音にせよ現代政治史料収集にせよ、政治史料収集整備事業の企画と実施に際しては全館的な協力が必要となる。

すでに述べたように、当事務局は参考書誌部と調査局を軸にして、それに総務部を加えて発足した。しかし、これはどちらかという企画中心であったので、その後、いっそう円滑な事業推進のために収書、整理、閲覧の各部門の協力が必要となり、これらの各部からも事務局に参加してもらった。

そのために事務局員は人数が倍増になったが、事務局という形でこうした全館的な協力体制を組み、共通の意思形成の場を恒常的に維持していたために、部局間の問題の解決や利害の調整が格段に容

易になり、新規事業の実施や予算の確保が可能となったといえよう。

3 政治史料調査会の設置問題

「政治史料収集整備計画」(36.1.10)のなかで決定されていた政治史料調査会の設置は、前述のような事情で後送りとなり、その設立準備は政治史料調査事務局の任務に委ねられた。当初より事務局内部ではその早期設置を希望していたので、事務局発足と同時に調査会の組織造りと具体的な人選の準備作業に入った。その前後の動きを残された記録から拾ってみると次のようになる。

急がれる調査会の設置 ①事務局発足以前の計画審議段階においても、たとえば、36年1月10日の山本、後藤、酒井3氏打合せ会議の席上で、調査会の委員あるいは専門委員として、岡義武(東大教授)、丸山真男(東大教授)、松本重治(ジャーナリスト、国際文化会館理事長)、松方三郎(ジャーナリスト、共同通信社専務理事)、笠信太郎(ジャーナリスト、評論家)、野村秀雄(ジャーナリスト)などの錚々たる人物の名前が登場している。

②36年3月7日の第一回事務局会議においては、学識経験者を集めた委員会を早く設置するようにとの高橋(徳)班員の発言にたいして、岡部副館長は至急やるようにと指示している。

③36年6月20日に企画班が作成した「昭和36年度政治史料収集計画案」によると、「(1)政治史料調査会を本年10月中に発足させる。調査会の委員は10名程度とし、学会(政治史・日本史)、言論界および政界のうちからすみやかに人選をおこない、館長名で委嘱すること。館側の委

員は、副館長とする。(2)企画班が調査および企画をおこなうに際して協力を求めるため、館外の政治史研究者に政治史料収集企画顧問を委嘱する。同顧問の人員はさし当り10名内外とする。」との方針を立て、具体的に次の人名を挙げている。

政治史料調査会委員としては、岡義武(東大教授)、大久保利謙(立大教授)、蟻山政道(評論家)、岩淵辰雄(評論家)、長谷部忠(評論家)、山浦貫一(評論家)、川崎秀二(元衆議院議員・当時落選中)、尾崎行雄記念財団理事長)、山本有三(元参議院議員、作家)、岡部史郎(副館長)の9名。

政治史料収集企画顧問としては、石田雄(東大助教授)、稲田正次(東京教育大教授)、今井清一(横浜市立大助教授)、神島二郎(立大教授)、木下半治(東京教育大教授)、信夫清三郎(名大教授)、遠山茂樹(東大史料編纂所)、西田長壽(東大明治新聞雑誌文庫)、林茂(東大教授)、安井達弥(神奈川大助教授)の10名。

この案を基礎にして当時の戸引事務局長と岡部副館長との間で折衝があったが、調査会の性格、人選、委員手当の財源等をめぐって、半年以上たっても進捗を見なかった(37.2.1事務局会議における事務局長の報告)。

④その間に政治史料調査会の組織内規の案文が事務局内部で確定した(調査会の組織大綱はすでに「政治史料収集整備計画」のなかに示されている)。案文作成の時期は明らかではないが、前に紹介した「政治史料収集整備計画について」(37.2.8)に収録されているので、36年中のことであろう。案文内容は次の⑤資料中のものと同じ。

⑤政治史料調査事務局名で37年2月10

日付けの青色コンニャク版資料「政治史料調査会規則(案)および「政治史料調査委員(予定)名簿」が作成された。調査会規則と委員名簿の案文とが両者一体のものとしてまとめられたのは、これが初めてで、また恐らく最後のものであろう。

調査会規則(案)は資料4「日本近代政治史料の収集整備計画」のなかに収録されているものと同じなので、それを見られたい。

調査委員の名簿は、先の委員と顧問の別がなくなり、メンバーは、岡、大久保、蟻山、稲田、林、信夫、岩淵、長谷部、山浦、山本、後藤隆之助、岡部、佐藤達夫の13名となった。あらたに登場した名前は、かねて関係の深かった後藤氏と、新憲法制定にもっとも深く関与した当館専門調査員の佐藤氏の2名である。

前の③の名簿と比較すると、総数で19名から13名に縮小された。委員からは川崎氏を除く全員8名、顧問からは稲田、林、信夫の名氏3名、新規に後藤、佐藤の各氏2名、ということになる。

このコンニャク版資料は恐らく館首脳との会議でも検討されたのではないかと思われるが、翌月の3月29日の企画班会議の際に提出された。同会議の議題表には、政治史料調査会設置準備に関する報告と、設置の見通しについての議題とが掲げられているので、議論されたはずであるが、いまのところその時の会議の記録が見つからないので、内容不明である。

難航する人選 ⑥こうした調査会設置のための事務局の努力は重ねられたが、館首脳の間で委員の人選や待遇について種々異論があったようで、「広汎に大物に委嘱する」という線で「再検討」という

ことになった(37.4.14閲覧部長メモ)。しかし、その後も調査会設置問題は一向に進展を見なかったため、37年7月23日および12月25日に開かれた事務局会議では、政治史料調査会の発足につき、神沢事務局長から鈴木館長、岡部副館長に促進方を上申するよう決定している。

結局、当館として委員の人選をめぐる結論を得るにいたらず、38年4月頃には、館議の席上で政治史料調査会の設立の問題は当分の間見送りという話が出ていた模様で、その後、同問題は棚上げになったまま現在に及んでいる。

III 当館の政治史料

最後に当事務局が対象としてきた当館収蔵の政治史料全体について、どのような種類があり、どのような収集整備体制にあったか、またいままでどう発展してきたかを概括して、それによって当事務局の位置を明らかにしておこう。各種政治史料の個々の内容については、本稿での説明のほか、本稿末尾の参考文献に挙げてある資料を参照してほしい。

史料の種類と管理 まず、当館の政治史料の種類と保管部局の推移を一覧表にまとめておく。

①憲政資料 国会分館図書課(憲政資料室)→閲覧部政治法制参考室(憲政資料室)→同法律政治参考課(憲政資料室)→参考書誌部法律政治課(憲政資料室)→専門資料部政治史料課

②日本憲法制定関係資料 調査及び立法考査局法律政治図書館第二課→同法令課→同法令議会資料課→参考書誌部法律

政治課→専門資料部政治史料課

③日本占領関係文書 参考書誌部法律政治課(現代政治史資料室)→専門資料部政治史料課

④東京裁判関係資料 同上

⑤政治談話録音 参考書誌部法律政治課→専門資料部政治史料課

(このほかに弊原平和文庫があり、これに若干の弊原喜重郎伝記資料がある。文庫の主体は通常図書であるので、この政治史料群からは除外してある。)

表中のカッコ内は組織規程上の組織ではなく、閲覧室または事務室の特定区域の名称である。しかし、それぞれ専属の係職員がいて、運営上かなりの自立性をもっていたので、事実上の組織単位に近かった。そのため当館の政治史料収集事業は永年にわたり分散的に遂行されてきた。つまり、①は憲政資料室が、②は参考書誌部法律政治課(いわゆる本室)が、③および④は現代政治史資料室が、それぞれ別個に維持・管理してきた。⑤の政治談話録音は当事務局が直接その実施に当り、その管理は参考書誌部法律政治課が行ってきた。談話録音と同様に、当初、当事務局が直接収集に当たった現代史料は、既述のとおり、①憲政資料に吸収されている。

この分散的な史料収集管理の事情は昭和61年6月の機構改革によって一新され、現在では、①~⑤まですべて専門資料部政治史料課に統合されて、その所管に属している。特定名称としても、いまは憲政資料室だけが、その歴史的名称を惜しむがゆえに、政治史料課の閲覧室の固有名称として残っているに過ぎない。

これらの史料群の成立順は、①②⑤③④の順である。当事務局設立の時点で、

政治史料として当館に存在していたものは①憲政資料と②日本国憲法制定関係資料の2史料のみであった。

主軸になっている史料は、①③⑤の3種で、いずれも継続的収集史料である。②④は単独の完結史料である。

史料収集の歴史 これら史料群の形成の歴史は、私見では、次の指標で時期区分して総括することができると思う。要点だけを記載しておく。

前史 戦前の衆議院憲政史編纂会(昭和12.5.25)および貴族院50年史編纂会(13.11.1)によって行われた憲政資料収集事業

第1期 憲政資料室の開設(24.9.1)

前史の憲政資料を当館が引き継いで、それを基礎として、憲政資料室が明治期の文書史料を充実させ、当館の政治史料の根幹を築いた。

第2期 政治史料調査事務局の設置(36.2.20)

初めて政治史料収集整備計画が策定されて、政治史料収集が当館の政策として確立された。当面、文書収集対象が大正・昭和期まで拡大し、政治談話録音という新規の種類の史料が加わった。

第3期 現代政治史資料室の設置(53.5.25)

歴大な日本占領関係のマイクロ資料の収集が開始され、一挙に戦後期の現代史料が豊富になったと同時に、マイクロ資料という新しい資料形態の管理・運営が開始された。

第4期 政治史料課の設置(61.6.1)

以降

当館の日本近現代政治史料を専管する課が初めて設置され、これら既収の史料群の集大成と今後の政治史料の統一的収集整備活動が開始された。

以上のような当館の政治史料集収の全体像を念頭に置きながら、本稿の結びに入りたいと思う。

おわりに

政治史料調査事務局の活動は、最近では活発ではなかったが、すでに述べたように、政治談話録音にせよ、現代政治史料にせよ、一定の業績を挙げてきたことは間違いない。しかし、いまその27年の歴史を振り返ってみると、そうした個々の具体的成果よりも、この事務局が、現在みるような質量ともに誇るに足る史料群実現のため、その基礎的条件を整備構築したことが、もっとも大きな功績ではなかったかという気がする。つまり事務局は、日本政治史料の充実を当館の政策として掲げ、基本計画にしたがって収集活動の範囲と内容を徐々に拡大し、また予算措置として、日本占領関係資料収集費は特別としても、その他の史料収集整備についても、少ないながらそのための予算を確保するなど、要するに史料収集事業発展の基盤を造ったのである。

事務局設置の経緯で説明したように、設置の直接的きっかけが政治談話録音であったために、たしかに最初当館側が考えた政治史料収集整備計画はそのままでは実施されなかった。しかしながら、初

めて当館の政治史料収集の基本計画を決定し、それを政策として打ち出したことの意義は大きい。事務局は、紆余曲折があったにせよ、結局それをガイドラインとして、その後の当館の政治史料の充実と収集体制の確立に向かって前進努力することになった。

それまでの当館の政治史料収集が、もっぱら憲政資料室による明治期中心の文書収集であったのに対し、事務局発足後は、収集対象が大正・昭和にまで拡大され、資料の種類もマイクロフィルムや録音など次第に多様化していった。史料の収集量も飛躍的に増大した。ひとことでいえば、事務局の創設を契機として新しい当館の日本近代政治史料群の形成が始まったといってよい。政治史料調査事務局の名称が象徴するように、伝統的な「憲政資料」の世界から、今日的な「政治史料」の世界への脱皮と形容してもよいであろう。そこに当事務局が果たした大きな役割があったと考えられ、それがまた、当館の史料収集の歴史の上で、この事務局の設置をもって第2期を画する所以でもある。

かつて当事務局が史料収集体制の具体的目途としたのは、「政治史料室」(37.3.29「昭和37年度事業計画(案)」)ないし「日本近代政治史料室」(39.2「日本近代政治史料の収集整備計画」)への統合であった。いまや自らの目途であった「史料室」よりさらに進んだ専管の組織として、専門資料部に政治史料課が設置された。

実はこの独立した組織こそが事務局関係者がひとしく望んでいた本来の希望であったのである。政治史料課の誕生によって長い間、分散的に所管されてきた諸種の政治史料はすべてそこに統合され、

今後は同課の専属的管轄のもとでその収集整備が行われることになった。

しかしながら、一方このことは、政治史料調査事務局がいままで存在し、一定の役割を演じてきた理由が根本から変わったことを意味する。当然、遠からず当事務局は、その存廃を含めて再検討されることになろう。恐らくその場合には、未決のままの政治史料調査会設置の是非のほか、当館の政治史料収集の計画と体制全般について、総合的に見直してみる必要が出てくるのではないだろうか。

(63.10.17)

参考文献

1 史料全体

国立国会図書館『国立国会図書館三十年史』(1979), pp.193-198, 526.

三谷 弘「政治史料の収集と整備」『国立国会図書館月報』55号(1965.10), pp.2-6.

「現代政治史料室の開室」『国立国会図書館月報』219号(1979.8), pp.16-17.

2 憲政資料

有泉貞夫「憲政資料室の歩みと現状」『びぶろす』22巻9号(1971.9), pp.13-20.

桑原伸介「国立国会図書館憲政資料室」『日本古文学講座 第11巻 近代編 III』(雄山閣 1979), pp.51-66.

広瀬順皓「国立国会図書館憲政資料室」〈図書館だより〉『学士会会報』780号(1988.3), pp.107-109.

由井正臣「国立国会図書館憲政資料室」〈研究機関をたずねて〉『歴史評論』289号(1974.5), pp.76-78.

「憲政資料室所蔵文書の概要」(1)-(9)『国

- 立国会図書館月報』 274-282号(1984.1-1984.9).
 「憲法資料室所蔵文書の概要(続)」(1)-(4)『国立国会図書館月報』 334-337号(1989.1-1989.4).
 「憲政資料ノート」(1)-(10)『国立国会図書館月報』 27-42号(1963.6-1964.9).
 (1)藤井貞文「憲政資料室の沿革」 27号(1963.6), pp.17-18.
 (2)「当初所蔵文書の概要」 28号(1963.7), pp.17-20.
 (3)「幕末維新期の史料」 29号(1963.8), pp.23-24.
 (4)「明治前期の史料」 30号(1963.9), pp.25-26.
 (5)原口敬明「自由民権運動に関する資料」 31号(1963.10), pp.15-16.
 (6)稲田正次「明治憲法制定に関する資料」 33号(1963.12), pp.29-30.
 (7)山辺健太郎「外交史関係の史料」 34号(1964.1), 19-20.
 (8)宇野俊一「明治後期の政治史料」 36号(1964.3), pp.21-22.
 (9)大久保利謙「教育関係資料」 38号(1964.5), pp.17-18.
 (10)宇野俊一・大山梓・坂井雄吉・西田

長寿・山辺健太郎・藤井貞文・田山茂・大久保利謙「座談会 憲政資料室の資料をめぐる」42号(1964.9), pp.21-25.

「特集 憲政資料室の35年」『みすず』 276号(1983.8-9), pp.47-118.

3 日本占領関係文書

熊田淳美「国立国会図書館で収集中の日本占領関係文書について」太田勝洪・袖井林二郎・山本満編『冷戦史資料——東アジアを中心として——』(日本評論社 1982), pp.47-56.

星 健一「連合国の日本占領文書に関する研究案内——国立国会図書館の収集作業から——」『教育改革研究』(名古屋大学教育学部) 第3号(1986.2), pp.31-68.

「現代政治史資料室所蔵日本占領関係資料の現況」『国立国会図書館月報』 244号(1981.7), pp.20-25.

4 東京裁判関係資料

古川浩太郎「国立国会図書館憲政資料室所蔵戦争犯罪裁判関係資料について」『歴史評論』 460号(1988.8), pp.71-77.

別表1 政治史料調査事務局会議一覧

(会議内容不祥)

- (36.2.20 政治史料調査事務局設置)
 36.3.7
 第一回事務局会議, 岡部副館長挨拶
 議題 町野竹馬氏政治談話録音, 37年度予算要求, 政治史料調査会の発足準備
 36.6.28

37.2.1

報告 37年度予算, 事務局人事, 木戸幸一氏交渉

議題 政治史料調査会の発足準備, 政治史料事務局の運営, 木戸幸一氏政治談話採録準備, 旧内務省資料調査

37.5.4

報告 事務局人事異動

議題 37年度事業計画決定

37.7.23

38年度予算, 政治史料調査会

37.8.13

(会議内容不祥)

37.12.25

報告 宇垣一成・近衛篤麿／文麿・鈴木貫太郎・伊集院彦吉・吉田茂・寺内正毅・斎藤実各文書・旧内務省資料・戦争調査会資料の購入・受託・保管・複写, 松野鶴平・木戸幸一各氏談話録音, 特別調査員発令, 38年度予算

議題 平田東助・近衛篤麿／文麿各文書の購入・複写, 第4／4半期の事業計画(平沼・荒木各文書・孫文関係資料・社会党資料の収集・受託, 清瀬一郎・市川房枝・鈴木貞一各氏の談話録音)

38.4.9

報告 事務局人事異動, 前年度予算の支出状況, 田中義一・平田東助・西周・近藤廉平各文書の購入・複写, 清瀬一郎氏談話録音準備, 西原亀三文書の調査, 社会党資料の保管

議題 事務局の業務遂行, 第1／4半期事業計画(牟田口廉也・清瀬一郎各氏談話録音, 加藤高明・阪谷・寺内・宇垣各文書の購入・収集)

39.12.17

報告 今村均氏政治談話録音, 西原亀三文書の複写, 五代文書の収集進捗状況, 岩倉文書の複写, 39年度収集状況

議題 第4／4半期の収集整備計画

40.5.26

報告 39年度政治史料収集実績(尾崎行雄書簡・名家書簡等の購入, 田健

次郎日記・近衛篤麿・西原亀三・岩倉具視各文書の複写, 今村均・牟田口廉也各氏の政治談話録音)

議題 40年度資料収集実施計画(宇垣一成・佐々友房文書の収集, 後藤新平・杉田定一文書の複写), 40年度談話録音計画(清瀬一郎・鈴木茂三郎・市川房枝・西尾末広・松村謙三・片山哲・岸信介・星島二郎・木戸幸一・河上丈太郎各氏), 41年度予算要求(寺島宗則・荒木貞夫文書)

40.10.5

40年度政治史料収集計画及び実施状況(天野政立・佐々友房文書等の購入, 後藤新平・渡辺国武・山県有朋文書の複写, 清瀬一郎氏ほかの談話録音) 41年度政治史料収集整備予算要求(政治史料の収集整備, 憲政資料課の新設)

41.4.18

報告及び議題 40年度収集実績(天野政立文書・佐々友房文書・高橋光威書簡・後藤新平文書マイクロフィルム等の購入, 憲法調査会資料・貴族院50年史等の寄贈), 41年度予算(政治史料の収集整備), 41年度収集計画, 41年度録音計画

41.11.2

41年度経過報告(石原莞爾文書・後藤新平・鍋島直彬文書マイクロフィルムの購入, 木戸幸一・鈴木茂三郎・市川房枝・清瀬一郎各氏の談話録音) 今後の購入計画(井田讓文書・横山氏保管名家書簡・池野家所蔵名家書簡・大井憲太郎書簡) 録音テープの音盤化

42.11.6

報告 42年度収集状況(川上操六文

書・加藤高明書簡・杉田定一文書マイクロフィルム等の購入), 木戸録音の整理, 内務省史

議題 42年度収集予定(都築馨六・大井憲太郎・大久保一翁文書, 談話録音), 談話録音の事後処理, 史料収集の長期計画(近代政治家子孫住所調, 「近代政治史料要覧」の内容予定)

44.8.20

報告 43年度収集状況(都築馨六・大井憲太郎・石塚重平各文書・臨時法制調査会資料・明治天皇紀稿本等の購入, 国友重章文書の寄贈, 石田英吉文書の寄託, 長岡外史・山県有明・石原莞爾各文章マイクロフィルムの購入), 録音の音盤化と記録整備, 45年度予算要求, 人事

議題 44年度収集予定(豊川良平文書の購入, 安藤正純文書の寄贈, 藤沼庄平日記の寄託, 三条実美・近衛文麿・大隈重信各文書マイクロフィルムの購入), 44年度録音計画(市川房枝・西尾末広・松村謙三・賀屋興宣・後藤隆之助・迫水久常各氏), 人事

45.5.12

44年度 収集状況(豊川良平・片岡健吉・大木任喬・山川端夫各文書・米英蘇戦後対策の研究等の購入, 近衛文麿・三条家・大隈信重各文書マイクロフィルムの購入, 安藤正純文書・山県有朋・品川弥二郎書簡の寄贈, 藤沼庄平文書の寄託), 談話録音(迫水久常氏)

45年度 予算, 収集予定(大山綱良文書の購入, 樺山資英文書の寄贈あるいは購入, 阪谷芳郎文書の寄託, 豊川良平文書の購入, 井上毅文書マイクロフィルムの寄贈, 大蔵省五家文

書マイクロフィルムの収集), 資料複製(新規), 談話録音(未定)

46年度 収集計画(大村益次郎・吉富簡一・上山満之進文書)

46.4.28

45年度 収集状況(血盟団事件公判速記録・田中義一書簡・児玉如忠文書・浅田正文書簡・竹下勇日記・三条実美書簡・樺山資英文書等の購入, 大蔵省五家文書マイクロフィルムの購入, 井上毅文書マイクロフィルム・岡市之助文書の寄贈, 森有礼文書の寄託), 資料複製(山県有朋・桂太郎文書), 談話録音(なし)

46年度 収集計画(大山綱良・野津道貫・周布公平文書の収集, 上原勇作日記・小橋一太・阪谷芳郎文書の寄託, 平田東助文書の寄贈, 外務省・片岡健吉・田中光顕・大村益次郎・上山満之進・小泉策太郎・上原勇作各文書マイクロフィルム), 資料複製(桂太郎・伊東巳代治・陸奥宗光文書), 談話録音(迫水久常氏の続き・市川房枝・後藤隆之助・西尾末広・賀屋興宣・種村佐孝各氏), 47年度予算編成方針

47.8.9

46年度報告 収集状況(植木枝盛・平田東助・品川弥二郎・石田英吉・七条清美・吉井友美各文書等の寄贈, 最近支那関係諸問題摘要・大東亜戦争対日協力状況報告・血盟団事件上申書等の資料・松平春嶽・元田永孚・大山綱良・本庄繁・後藤象二郎・伊藤博文各書簡・清浦奎吾宛書簡・後藤新平文書マイクロフィルムの購入, 森有礼・阪谷芳郎・望月小太郎・大山巖文書の寄託), 資料複製(官員

録)

47年度方針 予算, 収集計画 (収集済
大鳥圭介関係文書・井上ボアソナー
ド両氏対話筆記・徳富蘇峰書簡・藩
論・吉富家・河村金五郎・柴田家門
各文書の寄贈, 古沢滋関係文書・吉
田茂書簡マイクロフィルム・片岡健
吉文書マイクロフィルム・佐々友房
書簡・共産党資料の購入, 杉孫七郎・
前田正名・芳川顕正文書の寄託: 収
集予定 松方正義・箕作家・安東貞
美・関谷貞三郎各文書の寄託, 大塚
常三郎文書・外務省文書マイクロフ
ィルム・吉田清成文書マイクロフィ
ルムの購入), 資料複製(陸奥宗光関
係文書・GHQ資料), 談話録音(市
川房枝・迫水久常各氏)

48.8.1

47年度報告 収集状況(杉孫七郎・前
田正名・芳川顕正・松方正義・箕作
阮甫/麟祥文書の寄託, 大鳥圭介文
書・井上ボアソナー ド両氏対話筆
記・徳富蘇峰書簡・藩論・大塚常三
郎文書・宇垣一成文書の寄贈, 古沢
滋関係文書・共産党資料・佐々友房
書簡・大塚常三郎文書・伊藤博文宛
書簡等の購入, 吉田茂書簡・片岡健
吉文書・吉富簡一・大村益次郎文書・
児玉亮太郎日記・外務省文書の各マ
イクロフィルムの購入), 資料複製
(陸奥宗光文書・GHQ資料)

48年度方針 予算, 収集計画(小川平
吉文書・外務省文書マイクロフィ
ルムの購入, 関屋貞三郎・花房義質文
書・倉富勇三郎日記の寄託, 安達謙
蔵文書の寄贈), 資料複製(寺内正毅
文書・GHQ資料), 談話録音(迫水
久常・市川房枝各氏)

49.6.18

48年度報告 収集状況(東久世通禮日
記・倉富勇三郎文書の寄託, 五代友
厚関係文書の寄贈, 柳原前光宛書
簡・小川平吉関係文書・満州電業関
係書類・内政史研究会資料・乞骸始
末等の購入, 小橋一太・小泉策太郎・
江木翼・菊川忠雄・入江貫一・大石
正巳・山川端夫・天岡直嘉・江木千
之・斎藤実・スタイン・外務省・津
田真道・岩下方平・大原重徳・田中
稲城各文書マイクロフィルムの購
入), 資料複製(寺内正毅文書・GHQ
資料)

49年度方針 予算, 収集計画(小川平
吉文書・外務省・三浦梧楼・武田範
之・山際七司・西潟為蔵各文書マイ
クロフィルムの購入, 関谷貞三郎・
花房義質・大三輪長兵衛各文書の寄
託, 松本学文書の寄贈), 資料複製(寺
内正毅文書・GHQ資料), 談話録音

50.9.23

49年度報告 収集状況(三浦梧郎・大
三輪長兵衛・榎藤成卿各文書の寄託,
有田八郎・松本学各文書・満州戦犯
獄中書簡集等の寄贈, 海軍歴史草
稿・小川平吉文書の購入, 黒田清隆・
武田範之各文書マイクロフィルムの
購入), 資料複製(GHQ資料)

50年度方針 予算, 収集計画(小川平
吉文書の購入, 関谷貞三郎・花房義
質・林出賢次郎・鈴木三郎・佐藤達
夫・宗方小太郎各文書の寄託), 資料
複製(寺内正毅・江藤新平・田中義
一各文書), 談話録音(賀屋興宣氏)

52.7.6

50年度報告 収集状況(小野梓文書の
寄託, 小川平吉文書, 蹇蹇録・三大

権論と国憲案・陸奥宗光書簡の購入), 資料複製(寺内正毅・江藤新平・田中義一各文書), 談話録音(賀屋興宣氏)

51年度方針 予算, 収集計画(小川平吉文書の購入, 佐藤達夫文書の寄託, 宗方小太郎・安斎正助・入江俊郎各文書の寄贈), 資料複製(佐藤達夫文書新憲法成立過程関係・Catalog of Administrative Directives to the Japanese Government), 談話録音(なし)

51年度報告 収集状況(佐藤達夫文書の寄託, 入江俊郎・安斎正助・宗方小太郎各文書・三島通陽書簡等の寄贈, 小川平吉文書の購入, 外務省文書マイクロフィルムの購入), 資料複製(佐藤達夫文書新憲法成立過程関係・Catalog of Administrative Directives to the Japanese Government), 談話録音

52年度方針 予算, 収集計画(大川周明・中島信行・元田肇各書簡・鈴木三郎文書・高橋是清・花房義質・上原勇作・鮎川義介・毛利空桑各文書マイクロフィルムの購入, 赤松則良・品川弥二郎・関谷貞三郎・木下広居各文書の寄託), 資料複製(井上馨文書), 談話録音(市川房枝, 西尾末広各氏)

53.3.6

52年度報告 収集状況(戦争被害報告書・黒田清隆書簡・木内曾益文書の寄贈, 大川周明・元田肇・河瀬真孝・伊東巳代治各書簡・中島信行宛書簡・大正昭和軍人書簡・外務省沿革考草稿・連合国最高司令部覚書の購入, 高橋是清文書・花房義質文書・

外務省記録・日本外交文書各マイクロフィルムの購入), 資料複製(井上馨文書), 談話録音(市川房枝氏)

53年度方針 予算, 収集計画(大三輪長兵衛・品川弥二郎各文書・松平春嶽文書マイクロフィルムの購入, 赤松則良・関谷貞三郎各文書の寄託, 佐藤達夫文書の寄贈), 資料複製(伊東巳代治・岡市之助各文書・田健治郎日記), 談話録音(市川房枝氏の続き)

現代政治史資料室の開設, 日本占領関係文書の収集

(53.5.25 現代政治史資料室設置)

58.2.23

(会議内容不祥 ただし岸信介・勝間田清一・灘尾弘吉各氏の談話録音の記事あり)

(61.6.1 専門資料部政治史料課設置)

62.9.24

報告 事務局員人事, 憲政資料収集状況(58年度 田健次郎・赤松則良各文書の寄贈, 立花小一郎・水野直文各文書・木戸幸一文書マイクロフィルムの購入, その他; 59年度 水野直文・熊谷八十三・野村靖文・井川忠雄・星埜守一・宇垣一成・渡辺千冬各文書の寄贈, 明石元二郎・尾崎三良・原保太郎各文書の寄託, 寺島宗則・倉富勇三郎・宮島誠一郎各文書の購入, その他; 60年度 中原謹司・岡部長景・新居善太郎・小橋一太/元雄各文書の寄贈, 坂本俊篤文書の寄託, 深井英五・栗原亮一各文書の購入, その他; 61年度 井上敬次郎・熊谷八十三・西沢哲四郎・平岡浩太郎・大木操各文書の寄贈, 辻新次郎・渡辺千秋各文書の寄託, 大

久保利通・河野司・中江兆民・森有礼各文書の購入，その他；62年度林竹二・吉井友実・藤牧新平各文書・ピゴット＝アルバムの寄贈，大森鐘一・緒方竹虎各文書の購入，その他），収集予定（63年度以降 大野緑一郎・亀井貫一郎・和田博雄・小河一敏各文書の寄贈または寄託，元田永孚文書の購入）：GHQ資料マイクロフィルム化(53-63年度 資料名省略)

議題 政治談話録音の今後の計画（勝間田清一氏談話録音の実施・政治談話録音の取り扱いに関する検討委員会設置）

62.11.12

議題 政治談話録音の非公開の期間（検討委員会報告）

別表2 政治談話録音一覧（次ページ）

資料1 政治史料収集整備計画(昭和36.

1.10) 国立国会図書館

第一 趣旨

同時代の史料を後世に伝えることは，本来，図書館一般の重要な使命であり，近来公文書館の完備が要請されている所以はここに存するのであるが，特に国立国会図書館としては，政治史の分野について遺憾なく資料を整備して置く必要がある。当館としては，閲覧部の「憲政資料」，調査及び立法考査局の「日本国憲法制定関係資料」の各事業があつて，資料の収集整備に努めてきたが，前者は予算上の理由から，後者は最初の企画が限定的な性格のものであつたため，いずれも現在では活発な収集活動は行っていない。また，大正・昭和の時代については，

ほとんど未着手のままになっているのが現状である。このような現状に対し，根本的な検討を加えた組織的かつ大規模な計画を樹立し，活発な収集活動を推進することが必要である。時期を失することは現存の政治家等の筐底脳裡に存在する歴史の真相を永久に滅失させる結果となるので，事情の許すかぎりすみやかにこの事業に着手しなければならない。

第二 計画の概要

一 史料の収集と調査計画

1 この事業の不可欠の前提として，政治史に関する綿密，詳細な調査研究を組織的かつ継続的に行うとともに，各界人物の文庫等の購入または受託あるいは談話録音等を実施するに当たって，その都度周倒な事前調査を行う。

2 調査上の協力を得るため，政治史学者，政治評論家等学識経験者を非常勤職員，顧問または委員会に委嘱する途を講ずる。

二 収集の範囲

1 収集の対象となる歴史上の期間は特に限定せず，「憲政資料室」の収集資料が主として明治から大正にかけてであるので，それ以後現在に至る全時期を含めるものとする。

2 収集資料としては，日記，手記，メモ，書簡類をはじめ，写真，映画フィルム，音盤，録音テープ等，通常の公刊本以外の一切の資料を収集する。

3 対象とする個人は，政治家，官吏，軍人，財界人，学者等各界の人物にわたるものとする。

三 収集資料の整備保管及び利用

1 収集資料は，本人の承諾のない限

別表2 政治談話録音一覧

談話者	回数	談話年月日	主な対談者	談話者略歴	備考
1 町野武馬	2	①昭和36. 5.14 ②昭和36. 5.15	山本有三(元参議 員議員・作家) 古田時夫(国立国 会図書館)	陸軍大佐、張作霖 顧問	張作霖爆死事件
2 牟田口廉也	2	①昭和38. 4.23 ②昭和40.12.18	山本有三	陸軍中将、蘆溝橋 事件勃発時の歩兵 第1連隊長、第15 軍司令官(インバ ール作戦指揮)	蘆溝橋事件及びイ ンパール作戦
3 今村 均	2	①昭和39.12 ②昭和40. 1	今井清一(横浜市 立大学助教授)	陸軍大将 陸軍省兵務局長 第16軍司令官(ジ ャワ作戦指揮)	陸軍軍制等
4 鈴木茂三郎	4	①昭和41.12. 8 ②昭和41.12.14 ③昭和41.12.16 ④昭和41.12.22	伊藤隆(東京大学 社会科学研究所 講師)	衆議員議員 日本無産党書記長 日本社会党委員長	戦前の社会主義運 動等
5 木戸幸一	6	①昭和42. 2.16 ②昭和42. 3. 6 ③昭和42. 3.13 ④昭和42. 3.27 ⑤昭和42. 4.12 ⑥昭和42. 5.29	大久保利謙(早稲 田大学・立教大 学講師)	内大臣(昭和15~ 20)	「木戸日記」に関 連した秘史等
6 迫水久常	2	①昭和44.11. 7 ②昭和47.10. 4	河野義克(国立国 会図書館長)	岡田啓介首相の秘 書官 鈴木貫太郎内閣書 記官長	終戦関係2.26事件 等
7 賀屋興宣	6	①昭和50.11.11 ②昭和50.11.18 ③昭和50.11.27 ④昭和50.12. 5 ⑤昭和50.12.11 ⑥昭和50.12.17	有竹修二(朝日新 聞社客員) 河原 宏(早稲田 大学教授) 平田敬一郎(元大 蔵次官) 鹿喰清一(北海鋼 機株式会社)	第一次近衛内閣お よび東条内閣蔵相	戦前の財政政策等
8 市川房枝	2	①昭和53. 3.29 ②昭和53. 5.19	児玉勝子(婦連会 館常務理事) 山口美代子(国立 国会図書館)	参議員議員	婦人参政権獲得運 動 婦人と政治等
9 藤山愛一郎	4	①昭和56.11.12 ②昭和56.12. 3 ③昭和56.12.10 ④昭和56.12.21	遠藤勝巳(共同通 信社総務局長)	東商会頭、岸内閣 外相、池田・佐藤 内閣経企庁長官	東条内閣倒閣運動、 日中関係等
10 勝間田清一	3	①昭和62.11.17 ②昭和62.11.18 ③昭和62.11.19	岸本弘一(国立国 会図書館専門調 査員)	元社会党委員長、 前衆議院副議長	企画院事件、社会 党委員長、「社会 主義への道」等

り公開しない。

- 2 資料は慎重な考証の後、適当な編さん、製本を加えて整理するものとする。
- 3 保管は、図書館資料の貴重書と同程度の取り扱いとする。
- 4 総務、収書、整理、閲覧及び調査の5部局にわたる事業の性質上、簡素で効率のよい協力体制を整える。
- 5 現在の「憲政資料」及び「日本国憲法制定関係資料」については、適当な統一運用の方途を考慮する。

第三 計画の進行

- 1 今年度内は、館内協力体制の検討及び内規則の立案、学識経験者の人選等の事務を行い、あわせて36年度の実行予算の範囲内で運用する当初計画を研究する。ただし、今年度においても、準備の整い次第、資料の収集に着手する。
- 2 36年度においては、比較的予算を必要としないような資料の収集及び大規模な収集計画の基礎調査を開始するとともに、37年度以降の予算対策を推進する。

第四 計画の実施組織

- 1 政治資料の収集に関する基本方針、各年度の企画その他必要な事項について調査審議するため、国立国会図書館に、政治史料調査会を置く。
- 2 調査会は、委員長及び委員若干人で組織する。
委員長は、委員の互選による。
委員は、館の職員及び学識経験のある者のうちから館長が命じ、又は委嘱する。
- 3 調査会に専門委員及び幹事若干人を置く。専門委員の委嘱については、

委員の規定を準用する。

- 幹事は、館の職員のうちから館長が命ずる。幹長は、委員を補佐する。
- 4 調査会に、必要に応じ、館長の定めるところにより、分科会を設けることができる。
 - 5 調査会の事務を処理し、ならびに史料の収集に関する企画の準備及び実施を行うため、調査会に、事務局を置く。
 - 6 事務局に、事務局長及び所要の事務局員を置く。事務局長には、閲覧部長を充てる。事務局員は、館の職員のうちから館長が命ずる。
 - 7 事務局に、所要の班を置く。
 - 8 事務局に、参与を、班に、班付を置くことができる。

[以上の計画に関する政治史料の収集のための経費としては、774万4,000円を新規要求することとしている。その内訳は次のとおりである。]

収書等に必要経費	38,481千円
(一) 政治史料の収集	7,744
諸謝金	256
調査謝金	85
諸謝金	171
職員旅費	
資料収集調査旅費	205
庁費	2,134
庁用器具費	655
消耗機材費	717
通信費	3
運搬費	59
筆耕費	600
会議費	100
賃金	105

図書購入費 5,000
カード作成費 44

注記 ここで本文中の計画書[1][2][3]の異同について触れておこう。

(1) [3] (本資料)の「第二 計画の概要、三、1」について(以下同じ)

[1][2]とも「収集資料は本人生存中及び死後10年程度は公開しないのを原則とする。」

(2) 「第二 計画の概要、三、2」

[1][2]とも「資料は直ちに図書館整理に付することなく、慎重な……」

(3) 「第三 計画の進行、1」

[1]のみ「ただし……」がない。

(4) 「第四 計画の実施組織」

[1]は項立てせずに「(付)政治史料収集整備計画の実施のための組織について(案)」として、次のように記している。

一 政治史料室(閲覧部に置く)

史料の収集計画の企画・立案及び実施、収集した史料を整備し、一旦整理部を経由した後保管、閲覧の業務を行う。

室に庶務係、整備班、調査班を置く。

職員の配置 室長1 補佐1 主査3 副主査4 係長1 職員4 非常勤調査員5

二 政治史料調査会(仮称)(館長諮問機関)(館外)

政治史料の収集について基本方針、各年度企画等につき一般的に諮問するとともに、随時調査上の諮問をも行う。委員は国会両議院有志および館外の学識経験者を主とし、館職員としては副館長及び部長1名が参加、政治史料室長は幹事として調査会の事務を行う。

史料室長は委員個々につき随時調査

上の連絡を取ることができるよう定める。

三 政治史料収集整備委員会(仮称)(館内)

政治史料収集整備の事務につき館内各部局の事務と相互に関連する事項につき取り扱い上の問題を協議決定する。委員は関係部局の長とし、関係各課室長を以て幹事会を構成し、審議事項の事前調整に当たらせる。

[2]は「一 政治史料調査会」「二 政治史料室」と項立てしてあり、「一」は[3]の1~4と同じであるが、「二」は次のとおり。

二 政治史料室

1 政治史料の収集に関する企画の準備及び実施を行うため、国立国会図書館閲覧部に、政治史料室を置く。

2 政治史料室は、室長及び室員若干人で組織する。室長には、閲覧部長を充てる。室員は館の職員のうちから館長が命ずる。

3 政治史料室は、調査会の庶務をつかさどる。

4 室に、所要の班を置く。

5 室に、参与を、班に、班付を置くことができる。

資料2 政治史料調査事務局設置要綱(昭和36.2.10)

さきに館議決定をみた「政治史料収集[整備]計画」の主旨に基づき、「政治史料調査会」が発足するまで「政治史料調査事務局」を館に設置し、「政治史料調査会」の設立準備ならびに政治史料の収集および整備に当たらせることとしたい。

なお、この事務局は「政治史料調査会」が設立されたときは、その事務局に移行

せしめる予定である。

一 事務局の職務

- 1 政治史料調査会の設立準備に関すること。
- 2 政治史料の収集に関する調査、企画に関すること。
- 3 政治史料の収集、整備に関すること。

一 事務局の組織

庶務、企画、収集整備の三班をおく。

一 事務局の人的構成

- 1 事務局長（閲覧部長）
- 2 参与
- 3 班長 }（課長をもって充てる）
- 4 班付（課長補佐、主査をもって充てる）
- 5 班長（係長、副主査、係員をもって充てる）

資料3 政治史料調査事務局内規（昭和36年2月20日制定）

第一条 政治史に関する歴史的資料（以下「資料」という。）の収集整備及び政治史料調査会の設立準備を行なうため、国立国会図書館に、政治史料調査事務局（以下「事務局」という。）を置く。

第二条 事務局に、庶務班、企画班、及び収集整備班の三班を置く。

第三条 庶務班においては、政治史料調査会の設立準備に関する事務及び事務局の庶務を行なう。

2 企画班においては、資料の収集に関する調査及び企画に関する事務を行なう。

3 収集整備班においては、資料の収集、受入、保管及び整備に関する事務を行なう。

第四条 事務局に、事務局長一人を置き、事務局長には、閲覧部長を充てる。

2 事務局長は、事務局の事務を掌理する。

3 各班に、班長一人及び班員若干人を置く。

4 班長及び班員は、職員のうちから館長が命ずる。

5 班長及び班員は、上司の命を受けて、事務をつかさどる。

第五条 事務局の事務に参加させるため、事務局に、参与を、また、班の事務に参加させるため、班に、班付を置くことができる。

2 参与及び班付は、職員のうちから館長が命ずる。

附 則

この内規は、昭和三十六年二月二十日から施行する。

資料4 日本近代政治史料の収集整備計画 昭和39年2月 国立国会図書館政治史料調査事務局

一 本事業の趣旨

同時代の史料を収集整備してこれを後世に伝えることは、本来図書館一般の重要な使命であるが、とくに国立国会図書館としては、わが国の政治史の分野について、遺憾無く資料を整備しておく必要がある。

当館としては、過去に「憲政資料の収集」「日本国憲法制定関係資料の収集」の各事業があつて、それぞれ資料の収集整備に努め、別添のようなかなりの大規模の資料の収集を行つてはきたが、前者は、予算上の理由から、後者は最初の企画が限定的性格であつたため、いずれも活発な収集活動をつづけることができない状

況である。また、大正、昭和の時代については、昭和37年、本事業の発足以来、わずかに、その収集事業が緒に付いた段階であり、ほとんど未着手の状態となっている。ここような状態に対して、根本的な検討を加え、組織的かつ大規模な計画を樹立し、活発な収集事業を推進することが必要である。

時期を失することは、現在の政治家等の筐底脳裡に存在する歴史の真相を、永久に滅失させる結果ともなり、あるいは、貴重な資料の海外流失をも招くおそれがあるので、事情の許すかぎりすみやかに、この事業の活発な展開をはかる必要がある。

二 計画の概要

1. 資料の収集と調査計画

- a この事業の不可欠の前提として、政治史に関する綿密、詳細な調査、研究を組織的、かつ継続的に行うとともに、各界人物の文庫等の購入、また受託、あるいは談話録音等を実施するに当っては、その都度周到な事前調査を行う。
- b 調査上の協力を得る為、政治史学者、政治評論家等学識経験者の協力を得られる方途を講ずる。

2. 収集資料の範囲

- a 収集の対象とする歴史上の期間は、特に限定せず、「憲政資料」収集の資料が、主として明治、大正時代であるので、これを補いつつ、それ以後現在に至る全期間をふくめるものとする。
- b 収集資料としては、日記、手記、メモ、書簡類をはじめ、写真、映画フィルム、レコード、録音テープなど、通常の公刊本以外の一切

の資料を収集する。

- c 対象とする個人は、政治家、官吏、軍人、財界人、学者等各界の人物にわたるものとする。
- ### 3. 収集資料の整備、保管及び利用
- a 資料は慎重な考証の後、適当な編さん、製本を加えて整理するものとする。
 - b 保管は、図書館資料の「貴重書に指定されたもの」と同程度の取り扱いとする。
 - c 現在までに収集ずみの、「憲政資料」及び「日本国憲法制定資料」と併せ統一運用の方途を講じ、「日本近代政治史料室」への発展を目途とする。
 - d 収集資料は、公開を建前とするが、談話録音、日記、書簡などについては、本人の承諾がない限り公開しないものとする。

三 計画の実施組織

この計画の実施のため、政治史料調査会、及び、政治史料調査事務局の二つの組織をおく。

1. 政治史料調査会規則（案）

（目的及び設置）

第一条 国立国会図書館における政治史料の収集に関する基本方針及び各年度の企画その他必要な事項について調査審議するため、国立国会図書館に、政治史料調査会（以下「調査会」という）をおく。

（組織）

第二条 調査会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、国立国会図書館の職員及び学識経験のある者のうちから、館長が命じ、または委嘱する。

3 調査会に委員長をおく。委員長は委員の互選による。

4 委員長は会務を掌理する。

(専門委員)

第三条 調査会に、専門事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、委嘱をとかれるものとする。

(分科会)

第四条 調査会は必要に応じ、分科会をおくことができる。

2 分科会所属の委員及び専門委員は、委員長が指名する。

(調査会の事務)

第五条 調査会の事務を処理し、並びに政治史料の収集に関する企画の準備及び実施を行うため、調査会に事務局をおく。

2 事務局の組織は、館長が定める。

附則 この規則は、昭和 年 月 日から施行する。

2. 政治資料調査事務局内規

(この内規は調査会発足と同時に政治史料調査会事務局内規として改正の予定である。)

[条文 略]

日本近代政治史料収蔵一覧 昭和39年2月

一 憲政資料及び日本近代政治史料としての収集の分

1. 購入資料 [以下資料名は省略するが、資料の分類法を知るために項目のみを記す。]

2. 寄託資料 (受託)

3. マイクロフィルム収集資料

4. 筆写収集資料

5. 談話録音

二 日本国憲法制定関係資料収集計画により収集の分

1. マイクロ・フィルム

2. 録音

政治史料調査事務局名簿 昭和39年2月現在

[略]

注記 この計画が [3] の計画と特に違っている点は、

(1)資料の公開について、[3] は単に「本人の承諾のない限り公開しない」とあったのに対し、「公開を建前とするが、談話録音、日記、書簡などについては、本人の承諾がない限り公開しない」(二、3. d) と、やや限定したこと、

(2)今後について、「日本近代政治史料室」(二、3. c) の構想を明示したこと、

(3)調査事務局のみ発足したので、実施組織の項が大幅に変わり、「政治史料調査会規則(案)」と「政治史料調査事務局内規」とがそれぞれ別個に掲載されたこと(三、1及び2.)、などである。

なお [4] についていうと、(1)(2)の点は [3] と同じ、(3)の点は [5] と同じである。

資料5 政治談話録音の非公開の期間について(報告) 62.11.12 政治史料調査事務局政治談話録音の取り扱いに関する検討委員会

昭和62年9月24日の政治史料調査事務局

局会議の決定を受け、9月30日に設置された本委員会は、政治談話録音の非公開の年数とその起算点、公開の手続き等について、10月9日、16日、27日、11月4日に検討会議を開催し、また10月20日に大久保利謙氏より、11月12日に伊藤隆氏（東京大学教授）より政治談話録音に関して意見聴取を行った。

11月17日より勝間田清一氏政治談話録音が実施されるに際して、本委員会は政治談話録音の非公開の期間に関して下記のような検討結果を得たので報告する。なお公開の手続き等に関しては今後引き続き検討を進める。

政治談話録音の取り扱いに関する
検討委員会委員長 住谷雄幸
委員 阿部章 渡辺恭夫 岩田啓
土屋恵司 成田憲彦 山口
美代子

記

非公開の期間の原則

1. 既に採録済みの町野武馬録音（昭和36年5月14日、15日）から藤山愛一郎録音（昭和56年11月12日～12月21日）に至る政治談話録音は、録音の時点から起算して30年間非公開とする。

（注）当館としては30年非公開の原則の採用を今迄明確な形で残していないが、かつて何度か録音時に同原則に言及したこと、『国立国会図書館三十年史』198頁に同原則に関する記述があることなどのために、これを踏襲することにする。

2. 今回の勝間田録音を含め今後の政治談話録音は、録音の時点から最低10年間非公開とし、談話者の意向により20年間または30年間非公開とする。ただし30年間で以て最大期間とする。

（注）政治談話録音にはいわゆる「秘話」に属する内容が含まれる場合があり、また録音に際して談話者にそれを期待するために、相当程度長期に秘匿しておく方針をとる必要がある。しかしながら余りに長期に史料を秘匿して客観的利用に供しないことは、史料としての意義を減殺させることになる。また秘匿しておく必要のない内容も多々あるはずである。かねてより一率30年非公開の原則は長期に過ぎるとの批判があったため、今回一層弾力的に運用できるような原則とした。

3. 非公開の期間の起算点は、録音時とする。

（注）起算点としては、この他、録音内容にある主たる事件の発生時、談話者の死亡時などが考えられるが、前者は合理的であるが、事件が多数ある場合に複雑になり、公開の処理が難しいこと、また後者は談話者との関係で非現実的であることなどのため不相当である。そのため原則実施上の明快さと従来の30年原則の適用の事例を考慮して、起算点は録音時とした。

（にのみや・さぶろう 調査及び立法考査局専門調査員）

（90ページ追記に続く）

- 長崎の商店絵図あり <特58—286> 長崎税務管理局内酒造一覽表 明治34年
 高松商工案内 高松 高松商業会議所 度 太田竹次郎著 大阪 太田竹次郎
 明治44.9 32p 注：高松市商工人名 刊 明治36.2 24p <83—200>
 表あり <特50—200> 日隅薩商工便覧 川崎源太郎編 堺 龍
 筑紫名所豪商案内記 川崎源太郎編 堺 龍 泉堂 明治23.3 図版106丁 内容：
 龍泉堂 明治18.6 和71丁 日向国、鹿児島市、薩摩国、大隅国の
 <特58—297> 商店絵図 <特52—127>
 筑肥有名家独案内 一名、商工便覧 中 福岡県下商工技芸早見便覧 川崎源太郎
 谷与助編 堺 龍泉堂 明治23.8 82 編 堺 龍泉堂 明治18.9 和28丁
 丁 注：商店絵図あり <特28—141> 注：商店絵図あり <特58—287>
 土佐名鑑大全(上中下) 東村傳之助編
 高知 土佐名鑑編纂部 明治42 3冊
 <特20—796> (たなか・かつひこ 参考課
 ほり・じゅんこ //)

(37 ページから続く)

追記 本稿校正中に、かつて政治史料調査事務局で活躍された、現埼玉大学教授三沢潤生氏の資料ファイルが発見された。事務局創設当時から昭和40年頃までのものである。断片的ではあるが、会議の資料及びメモ類のほか、収集計画、予算要求など、各種の事務局活動の基礎に関する手書きの原稿が含まれていて、三沢氏が当時事務局運営の中心的役割を果たしていたことがわかる。

このファイルによると、事務局会議が、36.12.11 (報告 事務局活動/議題 木戸幸一氏政治談話録音、政治史料調査会の発足準備、来年度事業計画)、38.9.10 (斎藤・寺内各文書、日本国憲法制定関係資料、GHQメモランダム)、39.3.18 (40年度予算、39年度実績、斎藤・寺内各文書受入、今村均・鈴木茂三郎各氏談話録音)、40.2.11 (報告 佐々文書購入、西原文書複写/議題 牟田口廉也氏談話録音、40年度購入資料)に開催されているので、「別表1 政治史料調査事務局会議一覽」にこれらを追加する。

また、この一覽表の40.10.5会議の欄に、41年度予算要求として「憲政資料課の新設」の項目が見えるが、三沢氏の資料中には、39年度予算として「1課新設 政治史料課」との三沢氏によるメモ、および「近代政治資料課(仮称)設置の趣旨」(40.6.25)と題する謄写印刷資料が残されている。政治史料収集体制確立の目標は、当時、公的には「政治史料室」の要求に留まっていたようであるが(24ページ参照)、事務局内部では、かなり早期から現在のような独立組織樹立の意向があったことがわかる。(元. 12. 25 二宮)